

② 福島県河沼郡湯川村

地域防災計画

資料編

1	河川	- 2 -
2	災害発生時の連絡体制	- 2 -
3	注意報・警報等の発表基準と構成	- 4 -
4	災害の被害認定基準	- 6 -
5	被害状況報告書	- 8 -
6	職員の非常配備基準（配備要員数）	- 16 -
7	災害対策本部の組織及び事務分掌	- 17 -
8	消防団の組織及び分担業務	- 23 -
9	消防機材及び消防水利	- 24 -
10	自主防災組織の組織と役割分担	- 26 -
11	救出車両、舟艇、その他機械器具調達先報告書	- 28 -
12	緊急輸送路	- 28 -
13	ヘリコプター臨時離着陸場	- 28 -
14	緊急輸送路図	- 29 -
15	避難施設・場所	- 30 -
16	避難実施基準等	- 31 -
17	避難経路フロー図	- 32 -
18	避難施設・場所及び避難経路図	- 33 -
19	洪水ハザードマップ	- 34 -
20	湯川村業種別事業者一覧	- 36 -
21	避難所設置及び収容状況	- 38 -
22	避難所収容者名簿	- 38 -
23	避難所収容台帳	- 38 -
24	避難所用物品受払簿	- 38 -
25	避難所開設用施設及び器物借用簿	- 39 -
26	飲料水供給記録簿	- 39 -
27	応急仮設住宅入居該当者調	- 39 -
28	応急仮設住宅入居該当対象者選定調書	- 40 -
29	応急仮設住宅入居者台帳	- 40 -
30	住宅応急修理記録簿	- 40 -
31	住宅の応急修理該当者調	- 41 -
32	近隣市町村医療機関一覧	- 41 -
33	近隣市町村医薬品販売店一覧	- 41 -
34	救護班の編成	- 42 -
35	救護班編成及び活動記録簿	- 42 -
36	救護活動記録簿	- 42 -
37	医薬品衛生材料受払簿	- 42 -
38	医薬品班出動編成表	- 43 -
39	救護班診療記録	- 43 -
40	救護班医薬品衛生材料使用簿	- 43 -
41	医薬品衛生材料等引継書	- 43 -

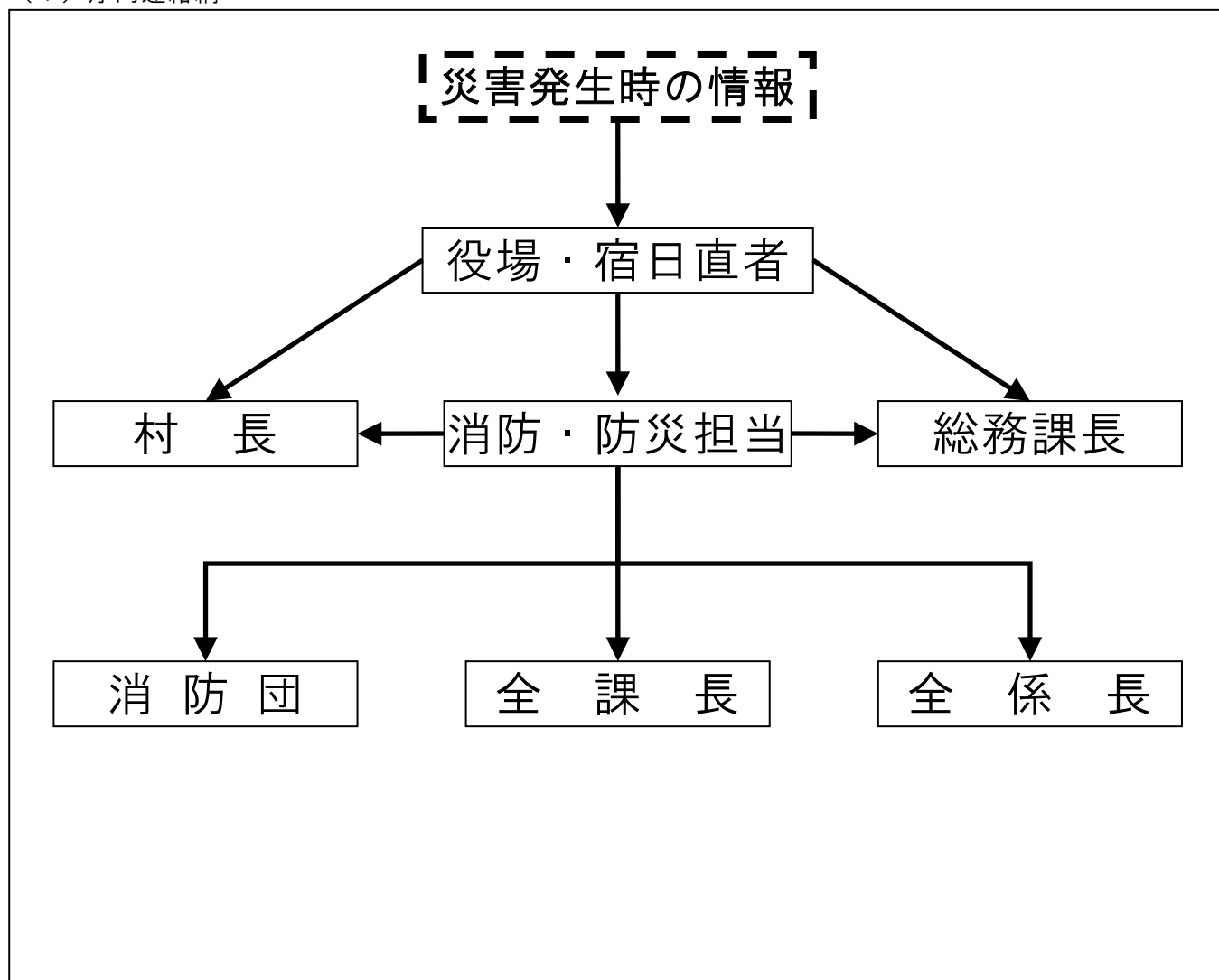
42	医院、診療所医療実施状況	- 44 -
43	助産台帳	- 44 -
44	障害物除去該当者調	- 44 -
45	障害物除去該当者選考調書	- 44 -
46	障害物除去の実施状況記録簿	- 45 -
47	死体捜索状況記録簿	- 45 -
48	死体処理台帳	- 45 -
49	埋葬台帳	- 45 -
50	被災使用教科書等調 全失分・半失分	- 46 -
51	被災教科書一覧表	- 46 -
52	学用品交付簿	- 46 -
53	災害防疫調査指導票	- 47 -
54	感染症予防申請書	- 47 -
55	災害防疫業務完了報告書	- 48 -
56	関係条例・規程等	- 49 -
57	湯川村水防実施要領	- 53 -

1 河川

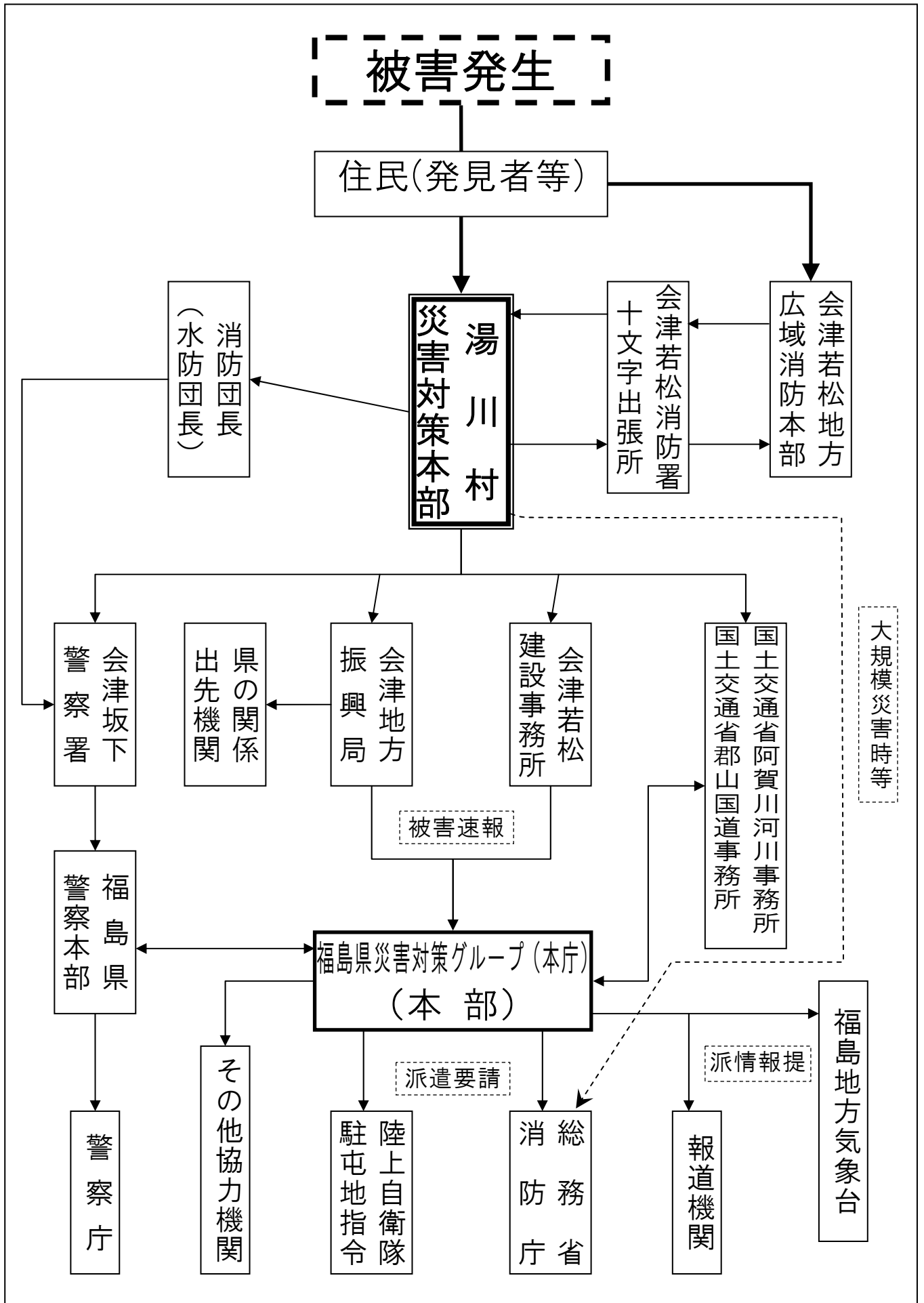
名 称	管内流域距離 (km)	管理区分	備 考
あ が が わ 阿賀川	3. 8	国土交通省	
に つ ば し か わ 日橋川	3. 1	国土交通省	
せ せ な ぎ が わ 湊 川	2. 5	福 島 県	
き ゆ う ゆ が わ 旧湯川	2. 0	福 島 県	

2 災害発生時の連絡体制

(1) 庁内連絡網



(2) 外部関係機関連絡網



3 注意報・警報等の発表基準と構成

(1) 注意報

種 類	内 容
ア 風雪注意報	平均風速が12m/s以上で、雪を伴い被害が予想される場合。
イ 強風 "	平均風速が12m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合。
ウ 大雨 "	大雨によって被害が予想される場合。 1時間雨量 30mm以上 3時間雨量 50mm以上 24時間雨量 平地70mm以上、山地120mm以上
エ 洪水 "	洪水によって被害が予想される場合。 1時間雨量 30mm以上 ただし、総雨量60mm以上 3時間雨量 50mm以上 ただし、総雨量60mm以上 24時間雨量 平地90mm以上、山地140mm以上
エ 大雪 "	大雪によって被害が予想される場合。 24時間降雪の深さ 平地20cm以上、山沿い50cm以上
オ 濃霧 "	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 視界が陸上で100m以下
カ 雷 "	落雷等により被害が予想される場合。
キ 乾燥 "	空気が乾燥し火災の危険性が大きいと予想される場合。 ・実効湿度60%以下、最低湿度40%以下、風速8m/s以上 ・実効湿度60%以下、最低湿度30%以下
ク なだれ "	なだれが発生し、被害があると予想される場合。 ・山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ・積雪が50cm以上で、日平均気温3℃以上の日が継続。
ケ 着(氷)雪 "	着(氷)雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合。
コ 霜 "	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合。 早霜+、晩霜期に概ね2℃ 注：+は農作物の成育を考慮し実施する。
サ 低温 "	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合。 (夏期) 最高、最低又は平均気温が平年より4～5℃以上低い日が数日以上続く。 (冬期) 最低気温 〔会津の平地〕 -12℃以下、又は-9℃以下の日が数日続く。
シ 地面現象 "	山崩れ、地滑り等によって被害が予想される場合、他の気象注意報に含まれて発表される。
ス 浸水注意報	浸水によって被害が予想される場合、他の気象注報報に含めて発表される。
セ 融雪 "	融雪によって被害が予想される場合。
ソ 高潮 "	高潮によって海岸付近の近い土地に浸水すること等により被害が予想される場合。 小名浜の潮位が東京湾平均海面(TP)上0.9m以上。
タ 波浪 "	風浪、うねり等によって被害があると予想される場合。有義波高3m以上。

(2) 警報

種類	内容
ア 暴風警報	平均風速が18m/sを超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
イ 暴風雪 "	平均風速が18m/sを超え、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
ウ 大雨 "	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 1時間雨量 50mm以上 ただし、総雨量100mm以上 3時間雨量 80mm以上 ただし、総雨量100mm以上 24時間雨量 平地130mm以上、山地200mm以上
エ 洪水 "	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 1時間雨量 50mm以上 ただし、総雨量100mm以上 3時間雨量 80mm以上 ただし、総雨量100mm以上 24時間雨量 平地130mm以上、山地200mm以上
オ 大雪 "	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 24時間降雪の深さ 平地50cm以上、山沿い100cm以上
カ 地面現象 "	山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、他の気象警報に含まれて発表される。
キ 浸水 "	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、他の気象警報に含めて発表される。
ク 高潮 "	高潮によって海岸付近の近い土地に浸水すること等により重大な被害が起こる恐れがあると予想される場合。 小名浜の潮位が東京湾平均海面(TP)上1.4m以上。
ケ 波浪 "	風浪、うねり等によって重大な被害が起こる恐れがあると予想される場合。有義波高3m以上。

注) 山沿い：標高が概ね350m以上 山地：標高が概ね600m以上

(3) 指定河川洪水予報

- ア 洪水注意報は、基準地点の水位が警戒水位を超える洪水となることが予想される場合に発表する。
- イ 洪水警報は、基準地点の水位が危険水位程度、もしくは危険水位を超える洪水となるおそれがあるときに発表する。
- ウ 洪水情報は、洪水注意報及び洪水警報の補足説明または軽微な修正を必要とする場合に発表するものであり、その取扱いは洪水予報に準じる。
- エ 基準地点と基準水位

・阿賀川

観測所名	地先名	種別	指定水位(m)	警戒水位(m)	計画高水位(m)	計画洪水量(m ³ /s)
馬越	大沼郡会津美里町馬越	テレメータ	3.40	3.90	8.60	2,900
宮古	河沼郡会津坂下町大字宮古	テレメータ	1.50	2.00	5.19	3,900
山科	喜多方市慶徳町大字山科	テレメータ	1.80	2.70	7.83	4,800
南大橋 (日橋川)	喜多方市塩川町沼尻	テレメータ	2.60	3.20 (特警)3.84	5.37	900

※ (特警)：特別警戒水位＝国指定河川で定められる「住民の避難の目安」となる水位

・量水標

河川名	量水標の名称	量水標の位置	通水水位	警戒水位	管理者名
阿賀川	宮古水位観測所	会津坂下町大字宮古字台畑	1.50	2.00	阿賀川河川事務所
日橋川	南大橋水位警報	喜多方市塩川町字沼尻	2.60	3.20	阿賀川河川事務所
瀬川	瀬川雨量水位	河沼郡湯川村大字笈川字玉畑	1.80	2.90	会津若松建設事務所

4 災害の被害認定基準

分類	用 語	被害程度の認定基準	
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は、死体を確認することができないが死亡したことが確実な者	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となりかつ死亡の疑いのある者	
	負傷者	重 傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込の者
		軽 傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満の治療で治ゆできる見込みの者
住宅被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊、全焼 又は流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊、又は 半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。	
	床上浸水	浸水が住家の床より上に浸水したもの及び半壊には該当しないが土砂、竹木等の推積により、一時的に居住することができない。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家の被害	非 住 家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする	
	公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったものとする。
		冠 水	穂の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道他路のうち橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するため河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	

分類	用語	被害程度の認定基準
その他	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	船舶被害	る、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの
被害金額	通信被害	電信、電話が災害によって故障し、通信不能になった回線をいう。
	被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	被災者	被災世帯の構成員をいう。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第9公共土木施設7号）による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。 例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

5 被害状況報告書

様式 1 (被害状況報告様式) 被 害 状 況 報 告 書 (一般被害状況)									
災害の種類									
災害の発生場所		郡 村							
災害発生年月日		年 月 日 時							
報告の時限		日 時現在			受信時刻		時 分		
発 信 者					受 信 者				
発 信 担 当 者					受信担当者				
ア	被 災 者 の 数	戸数(棟)		人	セ	一 部 破 損	戸 数	戸 (棟)	
イ		世 帯 数		人	ソ		世 帯 数	世 帯	
ウ	総 数	人 員		人	タ	破 損	人 員	人	
エ		死 者		人	チ		床 戸 数	戸 (棟)	
オ	的 被 害 者	行方不明		人	ツ	上 浸 水	世 帯 数	世 帯	
カ		負 重 傷	人		テ		人 員	人	
キ	傷 害	負 軽 傷		人	ト	床 下 浸 水	床 戸 数	戸 (棟)	
ク		全 戸数(棟)		戸 (棟)	ナ		世 帯 数	世 帯	
ケ	住 家	壊 世 帯 数		世 帯	ニ	浸 水	人 員	人	
コ		焼 人 員		人	ヌ		非住家 全 壊	棟	
サ	半 壊 家	半 戸 数		戸 (棟)	ネ	被 害	半 壊	棟	
シ		世 帯 数		世 帯	ノ		被 害 総 額	千円	
ス	焼 家	人 員		人	ハ	消 防 団 出 動 人 員	人		
応 急 措 置 状 況 ・ そ の 他									

様式 2				
被 害 状 況 報 告 書				
(公衆衛生関係)				
災 害 の 種 類				
災害の発生場所		郡 村		
災害発生年月日		年 月 日 時		
報 告 の 時 限		日 時現在	受 信 時 刻	時 分
発 信 者			受 信 者	
発 信 担 当 者			受 信 担 当 者	
ア	被 害 戸 数	全 壊	戸	
イ		半 壊	戸	
ウ		床 上 浸 水	戸	
エ		床 下 浸 水	戸	
オ	被 災 人 口	人		
カ	赤 痢 患 者 発 生 数	真 性	人	
キ		疑 似	人	
ク		保 菌	人	
ケ		死 者	人	
区 分		単 位	数 量	被 害 額
コ	公 衆 衛 生 施 設	上 水 道		
サ		簡 易 水 道		
シ		し尿浄化槽		
ス		じん芥処理場		
セ		隔 離 病 舎		
ソ		下 水 道		
タ		農 業 集 落 排 水		
チ		斎 苑		
応急措置状況・その他				

様式 3 被 害 状 況 報 告 書 (農林水産関係)									
災害の種類									
災害の発生場所		郡 村							
災害発生年月日		年 月 日 時							
報告の時限		日 時現在			受信時刻		時 分		
発信者					受信者				
発信担当者					受信担当者				
区 分		件 数		数 量		被 害 額 (千円)			
ア	農 地	田	流失埋没						
イ			冠 水						
ウ		畑	流失埋没						
エ			冠 水						
オ		再 掲	果 樹 園						
カ			桑 園						
キ									
ク	小 計								
区 分		流失土砂	土砂流入	冠 水	浸 水	その他	計(ha)	被害額(千円)	
ケ	農 地	主要食糧農作物							
コ		蔬 菜 類							
サ		果 樹							
シ		葉 タ バ コ							
ス									
セ									
ソ		小 計							
区 分		件 数		数 量		被 害 額 (千円)			
タ	家 畜								
チ									
ツ	水 産 関 係	漁 船							
テ		漁 具							
ト									
ナ									
ニ									
ネ									

ノ	林業関係				
ハ					
ヒ					
フ					
ヘ					
ホ	治山関係				
マ					
ミ					
ム					
メ					
モ	農業用施設関係				
ヤ					
イ					
ユ					
エ					
ヨ					
ラ					
リ					
ル					
レ					
応急措置状況・その他					

様式 4 被害状況報告書 (商工関係)			
災害の種類			
災害の発生場所		郡 村	
災害発生年月日			
報告の时限		日 時現在	受信時刻 時 分
発信者		受信者	
発信担当者		受信担当者	
区分		件数	被害額 (千円)
ア	鉱業		
イ	工業		
ウ	商業		
エ			
オ	計		
応急措置状況・その他			

様式 5						
被 害 状 況 報 告 書						
(土 木 関 係)						
災 害 の 種 類						
災害の発生場所		郡 村				
災害発生年月日						
報 告 の 時 限		日	時現在	受信時刻	時	分
発 信 者					受信者	
発 信 担 当 者					受信担当者	
区 分	県 工 事		市 町 村 工 事		計	
	ヶ所	被 害 額	ヶ所	被 害 額	ヶ所	被 害 額
ア	河 川					
イ	海 岸					
ウ	砂 防					
エ	道 路					
オ	橋 梁					
カ	漁 港					
キ						
ク						
ケ	計					
応急措置状況・その他						

様式 6 被害状況報告書 (教育関係)				
災害の種類				
災害の発生場所		郡 村		
災害発生年月日		年 月 日 時	受信時刻	時 分
発 信 者				受信者
発 信 担 当 者				受信担当者
区 分		単 位	数 量	被 害 額 (千円)
ア	高等学校			
イ	中学校			
ウ	小学校			
エ	幼稚園			
オ	小 計			
カ	社会教育施設			
キ	文化財			
ク				
ケ	合 計			
応急措置状況・その他				

様式 7 被 害 状 況 報 告 書 (そ の 他)				
災害の種類				
災害の発生場所		郡 村		
災害発生年月日				
報告の時限		日	時現在	受信時刻
				時 分
発 信 者				受 信 者
発 信 担 当 者				受信担当者
区 分		単 位	数 量	被 害 額 (千円)
ア				
イ				
ウ				
エ				
オ				
カ				
キ				
ク				
ケ				
応急措置状況・その他				

6 職員の非常配備基準（配備要員数）

（1）災害対策本部設置前

指揮者：総務課長

配備職員：総務課、産業建設課の職員の10%

種別	配備内容	配備時期
事前配備	情報連絡のため、総務係、建設係、上下水道係、産業振興係の人員をもって当たるもので、状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 大雨、台風、降雪期において、次の各注意報が1以上発令され、なお警報の発令が予想されるときで、総務課長が配備を決定したとき。 (1) 風雪注意報 (2) 強風注意報 (3) 大雨注意報 (4) 大雪注意報 (5) 洪水注意報 (6) その他 2 その他必要により総務課長が当該配備を指令したとき。

指揮者：総務課長

配備職員：関係課等の職員の20%

種別	配備内容	配備時期
警戒配備	関係各部班の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	1 大雨、台風、降雪期において、次の各警報が1以上発令されたとき。 (1) 暴風警報 (2) 暴風雪警報 (3) 大雨警報 (4) 大雪警報 (5) 洪水警報 (6) その他 2 震度4の地震により人的被害及び住宅被害が発生したとき。

（2）災害対策本部設置後

指揮者：村長

配備職員：全所属課の職員数の50%

種別	配備内容	配備時期
第1非常配備	関係各部班の所要の人員をもって当たるもので、突発的災害に対し応急措置をとり救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズにできる体制をとり、速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。	1 村域に局地的災害が発生し、さらに、複数地域で災害が予想されるとき。 2 震度5弱以上の地震が発生し、甚大な災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

指揮者：村長

配備職員：全所属課の職員数の100%

種別	配備内容	配備時期
第2非常配備	災害対策本部の全員をもって当たるもので、複数地区について救助活動を行い、また、その他村内全域に被害が拡大するのを防止できる体制とする。	1 村内の全域にわたって、災害が発生したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

7 災害対策本部の組織及び事務分掌

(ア) 組織図



(イ) 各部班の事務分掌

部名	班名	事務分掌
総務部	庶務広報班	1 防災会議との連絡調整に関する事。
		2 災害対策本部員会議の庶務に関する事。
		3 総合的災害対策の樹立と各部との連絡調整に関する事。
		4 本部長の命令の伝達に関する事。
		5 消防機関との連絡に関する事。
		6 災害救助法の適用に関する全般的な具体策の樹立及びその実施に関する事。
		7 災害救助基金の運用に関する事。
		8 職員の非常召集に関する事。
		9 災害時における職員の動員及び調整に関する事。
		10 気象情報の接受及び通報に関する事。
		11 部内の他の班に属しない所掌事項。
		12 水防活動に関する事。
		13 各班の対応状況等の記録に関する事。
		14 災害情報の収集連絡に関する事。
		15 県及び国等に対する要望等の資料作成に関する事。
		16 部内各班との連絡調整に関する事。
		17 県及び国等に関する要望等の資料作成に関する事。
		18 県又は他市町村に対する職員の派遣及び派遣の斡旋に関する事。
		19 自衛隊の要請等に関する事。
		20 自動車等の配車に関する事。
		21 防災会議関係機関との連絡調整に関する事。
		22 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、広報車による広報活動、その他の広報活動に関する事。
		23 災害写真の撮影、収集、記録等に関する事。
		24 被害地区における消費者保護対策に関する事。
		25 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	財務管理班	1 災害対策費の予算措置に関する事。
		2 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関する事。
		3 応急復旧資金の斡旋等に関する事。
		4 廃道敷、廃河川敷の管理対策に関する事。
		5 村庁舎、附属施設等の被害の調査並びにその他応急復旧に関する事。
		6 本部長の命ずる応急対策に関する事。

部 名	班 名	事 務 分 掌
生 活 厚 生 部	税 務 班	1 被災者に対する公的徴収金の減免等に関する事 2 被害状況に基づく各種申告等の期限の延長公示に関する事 3 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	保 健 衛 生 班	1 医療、助産及び防疫、清掃に関する事。 2 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関する事。 3 死体の処理及び埋葬に関する事。 4 その他衛生全般に関する事。 5 被災地区における応急救護に関する事。 6 医療機関の被害の調査及びその応急復旧に関する事。 7 環境衛生及び食品衛生の保持に関する事。 8 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	福 祉 班	1 災害救助に関する事。 (1) 被災者の避難及び収容所の設置に関する事。 (2) 炊き出し及び食料品の給与に関する事。 (3) 被服、寝具類、その他生活必需品の調達に関する事。 (4) 被災者の生活相談、援護に関する事。 2 被災者に対する援護対策に関する事。 3 災害義援品金・ボランティアの受付等に関する事。 4 被災者に対する生活福祉資金等に関する事。 5 社会福祉関係施設の被害調査及びその応急復旧に関する事。 6 被災地区における児童及び母子世帯等の援護対策に関する事。 7 被災地区における老人世帯の援護対策に関する事。 8 老人福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関する事。 9 被災地区における心身障がい者（児）世帯の援護対策に関する事。 10 心身障がい者（児）福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関する事。 11 本部長の命ずる応急対策に関する事。

部名	班名	事務分掌
産業建設	建設土木班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう等の被害の調査及びその応急復旧に関する こと。 2 その他土木全般に関すること。 3 建設事務所等からの公共土木施設被害情報の収集に関する こと。 4 河川の被害の調査並びにその応急復旧に関すること。 5 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。 6 都市施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 7 村営住宅等の被害の調査並びにその応急復旧に関すること。 8 仮設住宅の建築に関すること。 9 住宅改良資金の斡旋に関すること。 10 災害応急住宅等の建設に要する資材の調達及び斡旋に関す ること。 11 被災建築物応急危険度判定の実施本部設置に関すること。 12 本部長の命ずる応急対策に関すること。
部	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道の被害調査及びその対策に関すること。 2 下水道の被害調査及びその対策に関すること。 3 被災地における飲料水の供給に関すること。 4 上水道施設等の応急復旧に関すること。 5 下水道施設等の応急復旧に関すること。 6 本部長の命ずる応急対策に関すること。

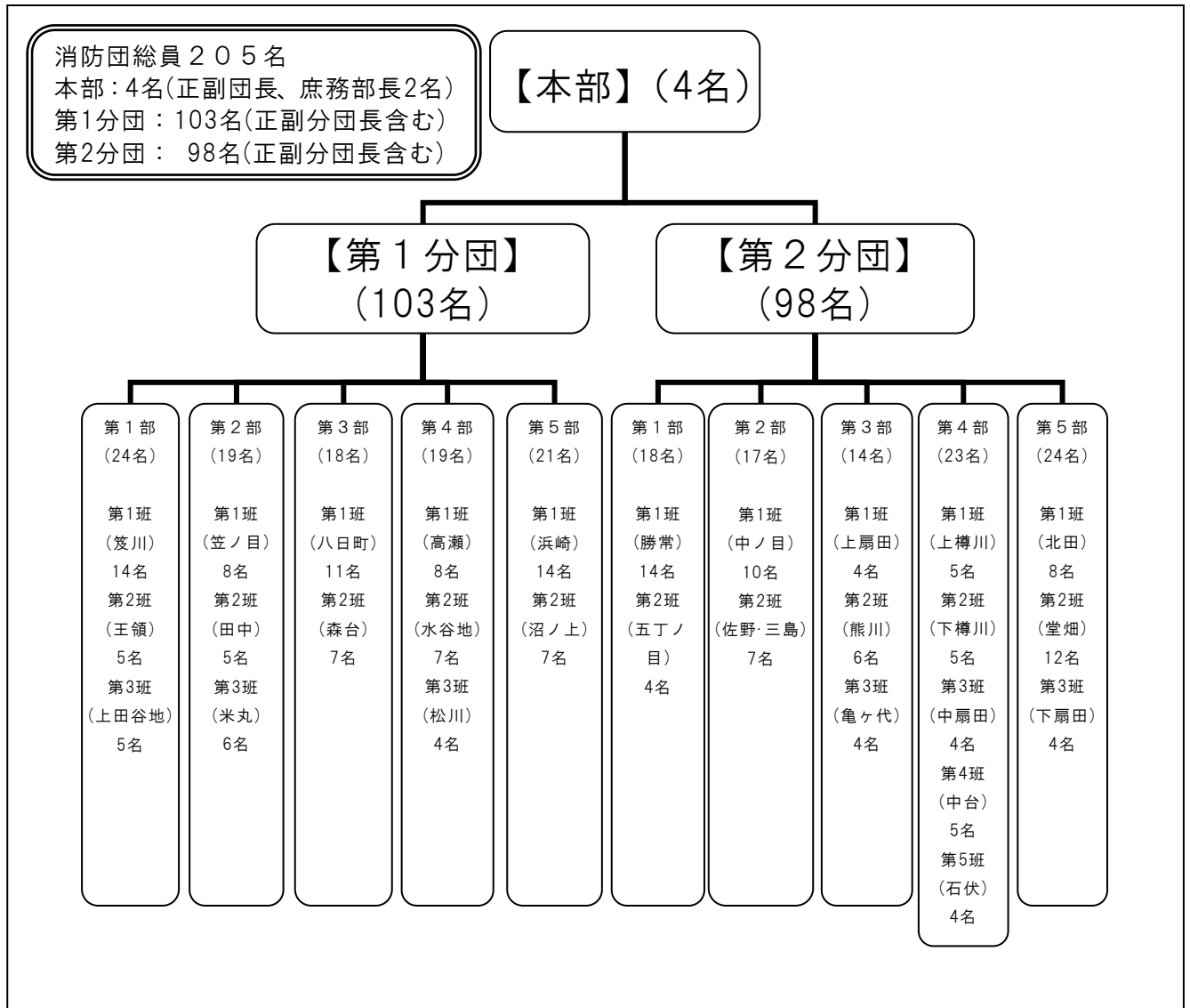
部名	班名	事務分掌
産業建設部	産業商業工商班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物の被害調査並びに応急対策に関する事。 2 農薬、肥料の確保、配分に関する事。 3 応急用米穀、そ菜及び調味料の調達、斡旋に関する事。 4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達斡旋に関する事。 5 農業・畜産関係の補助と融資起債等に関する事。 6 その他農業全般に関する事。 7 農地及び農業用施設の被害調査及びその応急対策に関する事。 8 農業気象に関する事。 9 被災農業者に対する農林金融に関する事。 10 主食の配給の特別措置。 11 農産物の防虫及び駆除に関する事。 12 農業水利の確保に関する事。 13 災害時における木材及び薪炭の調達並びに斡旋に関する事。 14 本部長の命ずる応急対策に関する事 15 商工業関係の被害調査に関する事。 16 被害時における労働力確保に関する事。 17 応急対策のための食糧品類（かん詰、漬物等）毛布、衣料品等その他生活必需品及び資材等の調達に関する事。 18 その他商工業全般に関する事。 19 物価対策の連絡調整に関する事。 20 金属製品等の調達に関する事。 21 被災時における高圧ガス及び火薬類の取締りに関する事。 22 被害労働者の福祉に関する事。 23 本部長の命ずる応急対策に関する事。

部名	班名	事 務 分 掌
教 育 部	学校教育班	1 学校施設の被害の調査及び応急対策に関すること。 2 被害地の応急教育及び教職員の動員に関すること。 3 被災した児童及び生徒に対する学用品の調達及び斡旋等に関すること。 4 被災した児童及び生徒の保健管理に関すること。 5 学童の避難に関すること。 6 被災地の養護教育の確保及び教職員の動員に関すること。 7 体育施設の被害の調査に関すること。 8 被災地の教育関係職員の福利厚生に関すること。 9 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	社会教育班	1 公民館等の被害の調査に関すること。 2 その他社会教育施設の応急復旧対策に関すること。 3 文化財等の被害の調査に関すること。 4 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	給食センター班	1 被災児童、生徒に対する学校給食に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	幼稚園班	1 幼児教育施設等の被害の調査及びその応急復旧に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	保育所班	1 児童福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
出納部	出納班	1 災害救助基金の出納に関すること。 2 災害応急対策に要する経費の経理に関すること。 3 その他経理全般に関すること。 4 本部長の命ずる応急対策に関すること。
議会部	議会班	1 村議会議員との連絡に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。

備考 事務分掌によるもののほか、事務に余裕のある部又は班は、必要に応じ他部又は他班の行う事務について応援するものとする。

8 消防団の組織及び分担業務

(ア) 組 織 (平成19年4月1日現在)



(イ) 災害時における分担業務

(1) 情報収集活動

管内の災害情報の収集、住民に対する広報活動

(2) 出火防止

地震発生により、火災等の災害発生が予想された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

(3) 消火活動

消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

(4) 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自ら積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(消防団を4班に区分し、救出班を第1班から第4班に編成する。笈川北部班：1-4～5部、笈川南部班：1-1～3部、勝常北部班：2-4～5部、勝常南部班：2-1～3部)

死亡者がある場合の死体の捜索・遺体の処理等。

(5) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡を取りながら、住民を安全に避難誘導する。特に災害時要援護者に対しては特段の配慮をするものとする

9 消防機材及び消防水利

(ア) 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ（積載車）一覧（平成19年4月1日現在）

No	分団名	部	班	班名	メーカー	型式・級別	馬力 (PS)	導 入 年月日	備 考(車両等)
1	第1分団	1	1	笈川	三菱	KC-FG538C 改		H8.10.22	ポンプ車:三菱キャンター 4600 cc ディーゼル
2		1	2	王領	トーハツ	V55A・B-3	40	H4.11.15	
3		1	3	上田谷地	トーハツ	V55B・B-3	40	H10.10.26	
4		2	1	笠ノ目	トーハツ	V55A・B-3	40	H3.11.3	
5		2	2	田中	ラビット	P407・B-3	34	S59.7.1	
6		2	3	米丸	ラビット	P407・B-3	34	S59.7.1	
7		3	1	八日町	トーハツ	V55A・B-3	40	H3.11.3	
8		3	2	森台	シバウラ	FF-35・B-3	40	H5.12.19	
9		4	1	高瀬	トーハツ	V55A・B-3	40	S63.8.31	積載車:トヨタヨエス 2800 ディーゼル(H11.1.20 登録)
10		4	2	水谷地	シバウラ	FF-35・B-3	40	H5.12.19	
11		4	3	松川	トーハツ	V55B・B-3	40	H10.10.26	
12		5	1	浜崎	シバウラ	TF-35MES・B-3	40	H7.11.7	積載車:日産アトラス 2700 ディーゼル(H4.2.2 登録)
13		5	2	沼ノ上	トーハツ	V38B・B-3	33	S60.6.30	
14	第2分団	1	1	勝常	日産	T-FGY60 改 NZ-3H・A2		S63.10.26	ポンプ車:日産サファリ 4200 cc ガソリン
16		1	2	五丁ノ目	トーハツ	VC52BS・B-3	46	H18.3.24	
17		2	1	中ノ目	シバウラ	TF-30SES・B-3	34	S61.6.29	
18		2	2	佐野・三島	シバウラ	TF-35・B-3	40	H2.10.25	
19		3	1	熊川	トーハツ	V55A・B-3	36	H1.8.12	積載車:トヨタヨエス 2800 ディーゼル(H9.12.11 登録)
20		3	2	上扇田	トーハツ	V38B・B-3	33	S58.7.17	
21		3	3	亀ヶ代	シバウラ	TF640S・B-3	40	H9.10.26	
22		4	1	上樽川	トーハツ	V38B・B-3	33	S58.7.17	
23		4	2	下樽川	トーハツ	V55A・B-3	36	H6.9.10	
24		4	3	中扇田	トーハツ	V5501	40	H8.11.9	
25		4	4	中台	トーハツ	V5501	40	H8.11.9	
26		4	5	石伏	トーハツ	VC62BS・B-3	58	H18.10.27	
27		5	1	北田	トーハツ	V55A・B-3	36	S62.7.29	
28		5	2	堂畑	トーハツ	V55A・B-3	40	H6.9.10	積載車:トヨタヨエス 3000 ディーゼル(H13.10.24 登録)
29		5	3	下扇田	トーハツ	V38B・B-3	33	S58.7.17	
30		役場			役場	トーハツ	V50DS・B-3	40	S61.8.26

(イ) 消防水利一覧(平成18年10月1日現在)

地区	番号	行政区名等	地上式 消火栓	地下式 消火栓	防火水槽	プール	沼・池	備考
筧川地区 (第1分団)	1	役場周辺	4			1		プール(中学校)
	2	筧川	11			1		プール(筧川小)
	3	王領	2					
	4	筧ノ目	4		1			防火水槽 40 t (農済)
	5	田中	4					
	6	米丸	3					うち新村 1 基
	7	八日町	7					うちチェリタウン 1 基
	8	森台	6					うち新村 1 基
	9	上田谷地	5					
	10	沼ノ上	5					
	11	松川	2					
	12	高瀬	6					
	13	水谷地	7					
	14	浜崎	12			1		防火水槽 40 t
	15	桜づつみ	2					
	16	工業団地	3			2		防火水槽 40 t × 2
		小 計		83	0	4	2	0
勝常地区 (第2分団)	1	勝常	14			1		プール(勝常小)
	2	五丁ノ目	3					うち兼子分 1 基
	3	佐野	8			1		防火水槽 40 t
	4	中ノ目	6	1				地下式 MMone 前
	5	熊川	6			2		防火水槽 40 t、36 t
	6	亀ヶ代	2					
	7	上扇田	2					
	8	上樽川	3					
	9	石伏	2					
	10	下樽川	3					
	11	中扇田	3					
	12	中台	7			1		防火水槽 40 t
	13	下扇田	3					
	14	北田	6			1		防火水槽 40 t
	15	堂畑	10			1		防火水槽 40 t
	16	三島	2			1		防火水槽 40 t
		小 計		80	1	7	1	0
合 計			163	1	11	3	0	

10 自主防災組織の組織と役割分担

(ア) 組織図

自主防災組織図

湯川村地震災害対策本部

自主防衛対策本部長
(防災部長)
(区長会長等)

副本部長
(副会長等)

本部班
(区長会役員等)

各行政区長等

- ・ 情報収集伝達班
- ・ 消火班
- ・ 救出救護班
- ・ 避難誘導班
- ・ 給食給水班
- ・ 衛生班

(イ) 役割分担

班 名	役 割	
	平 常 時	非 常 時
情報収集 伝達班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及に関する事。 2 情報収集伝達訓練の計画実施に関する事。 3 必要資機材の整備、点検に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集、伝達に関する事。 2 指導、命令等の伝達に関する事。 3 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関する事。
消 火 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の安全点検に関する事。 2 消火訓練の計画、実施に関する事。 3 必要資機材の整備に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止と初期消火に関する事。
救出救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の安全点検に関する事。 2 救出救護訓練の計画、実施に関する事。 3 必要資機材(救助用具、医薬品等)の整備点検に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者の救出及び搬送に関する事。 2 負傷者の応急手当に関する事。 3 仮設救護所の設置に関する事。
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の安全点検に関する事。 2 避難路、避難場所の設定に関する事。 3 必要資機材の整備点検に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全な避難誘導に関する事。
給食給水班	<ol style="list-style-type: none"> 1 井戸の状況把握に関する事。 2 給食・給水訓練の計画、実施に関する事。 3 必要資機材の整備点検に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 炊き出しに関する事。 2 食糧、飲料水、生活必需品等の配分に関する事。 3 ろ水機の運用に関する事。
衛 生 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 衛生処理訓練の計画、実施に関する事。 2 必要資機材の整備点検に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設トイレに関する事。 2 ゴミ処理及び消毒に関する事。

11 救出車両、舟艇、その他機械器具調達先報告書

品 名	数量	所有借上の別	調 達 先			機械器具等	輸送方法	備 考
			名称(責任者)	所在地	電話			

12 緊急輸送路

(ア) 第1次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
一 般 国 道	49号(県指定1次路線) 121号(県指定1次路線)	会津若松市境～会津坂下町境 会津若松市(旧河東町)境～喜多方市(旧塩川町)境
主要地方道	会津坂下河東線 (県指定2次路線)	国道49号線～会津若松市(旧河東町)境
一 般 県 道	浜崎高野会津若松線 (県指定2次路線) 熊ノ目浜崎線 会津坂下塩川線	会津若松市境～喜多方市(旧塩川町)境 会津坂下河東線～浜崎高野会津若松線 会津坂下町境～喜多方市(旧塩川町)境
村 道	浜崎高瀬笈川線 笈川・堂畑西線 勝常・王領線 亀ヶ代中ノ目線	浜崎高野会津若松線(浜崎)～浜崎高野会津若松線(笈川) 浜崎高野会津若松線～会津坂下塩川線 熊ノ目浜崎線～会津若松市(旧河東町)境 会津坂下河東線～国道49号線

(イ) 第2次確保路線(この路線の他、逐次指定)

種 別	路 線 名	区 間
村 道	長 瀬 中 線 長 瀬 南 線	湯川駐在所前～湯川村サービスセンター前 湯川村役場前～JA会津みどり湯川総合支店前

(ウ) 第3次確保路線(今後、逐次指定)

種 別	路 線 名	区 間
村 道		

13 ヘリコプター臨時離着陸場

番号	名 称	所 在 地	管理者	連絡先	電話番号
1	湯川中学校グラウンド	大字笈川字殿田37番地	学校長	学 校	27-2842
2	笈川小学校グラウンド	大字笈川字館24番地	学校長	学 校	27-3266
3	勝常小学校グラウンド	大字勝常字堂後827番地	学校長	学 校	27-4158
4	湯川村営野球場	大字三川字的場50番地	教育長	公民館	27-4107

15 避難施設・場所

湯川村の避難施設・避難場所として次の場所を選定するものとする。

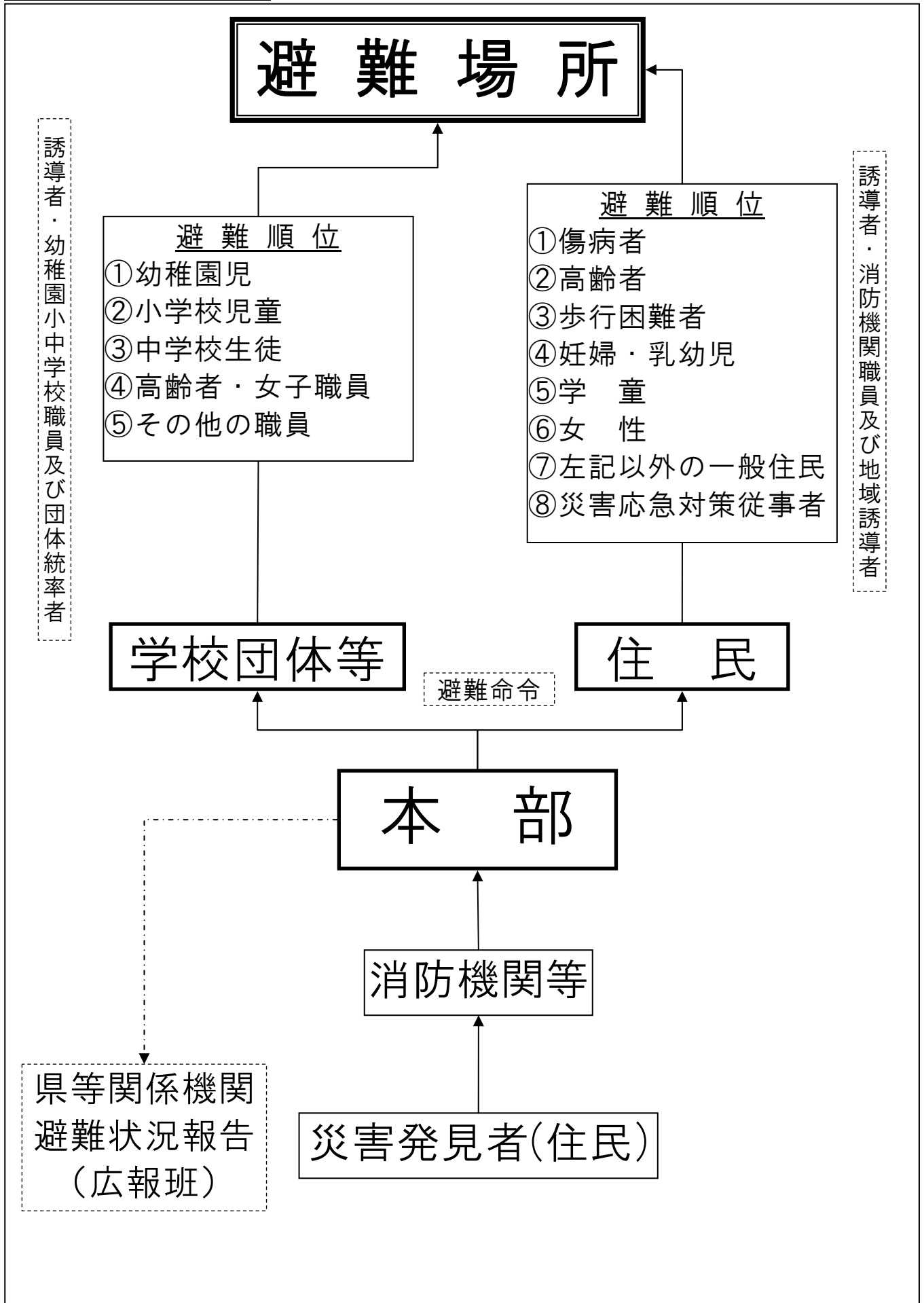
避難施設・場所	所在地	避難区分 (地区名)	収容可能人員等(人)
①湯川中学校 ※	湯川村大字笈川 字殿田37番地	笈川・清水田・浜崎地区 (校庭については、 村全地区)	1,827人(舎:1,218人、体:609人) ※校庭:6,551人 (一時避難必要時のみ)
②笈川小学校 ※	湯川村大字笈川 字館24番地	湊地区 (校庭については、 笈川全地区)	1,198人(舎: 880人、体:318人) ※校庭:3,314人 (一時避難必要時のみ)
③勝常小学校 ※	湯川村大字勝常 字堂後827番地	勝常・佐野目地区 (校庭については、 勝常全地区)	1,284人(舎: 925人、体:359人) ※校庭:3,420人 (一時避難必要時のみ)
④湯川村体育館	湯川村大字清水田 字川入3番地	熊ノ目・田川地区	988人(1階:767人、2階:221人)
⑤湯川村公民館	湯川村大字 清水田字長瀬17番地	三川・堂畑地区	428人
⑥ユースピアゆがわ	湯川村大字 清水田字川入1番地	桜町地区	463人(調理施設あり)
⑦湯川村高齢者コミュニケーションセンター	湯川村大字 清水田字川入8番地	その他※	184人(調理施設あり)
⑧湯川村保健センター	湯川村大字清水田 字川入9番地	その他※	183人(調理施設あり)
⑨湯川村運動広場	湯川村大字三川 字中台141番地	(田川・三川・堂畑地区)	1,065人(一時避難、野営)
⑩湯川村中央運動広場	湯川村大字 笈川字殿田7番地	(笈川・清水田地区)	776人(一時避難、野営)
⑪湯川村笈川運動広場 (笈川農村公園)	湯川村大字笈川 字館238番地	(桜町・湊・浜崎地区)	1,364人(一時避難、野営)
湯川村営野球場 ※	湯川村大字三川 字的場50番地	(村全地区)	5,270人(ほか駐車場847㎡あり) (一時避難必要時のみ) ※通常時は臨時ヘリポートとして使用

- 収容人員は2㎡/人で計算した。
- 小中学校の収容可能人員については、舎＝校舎、体＝体育館の収容合計値である。
- 水害時における避難場所及び収容人員については、「湯川村水防実施要領」において別に定める。
- 「避難施設・場所」の※印箇所（各学校校庭、村営野球場）においては、一時避難が必要な場合に限り使用し、その後（通常時）は臨時ヘリポートに使用するものとする。
- 「避難区分」のその他※印箇所（コミセン・保健センター）については、避難場所の予備施設（避難所調整施設）とする。

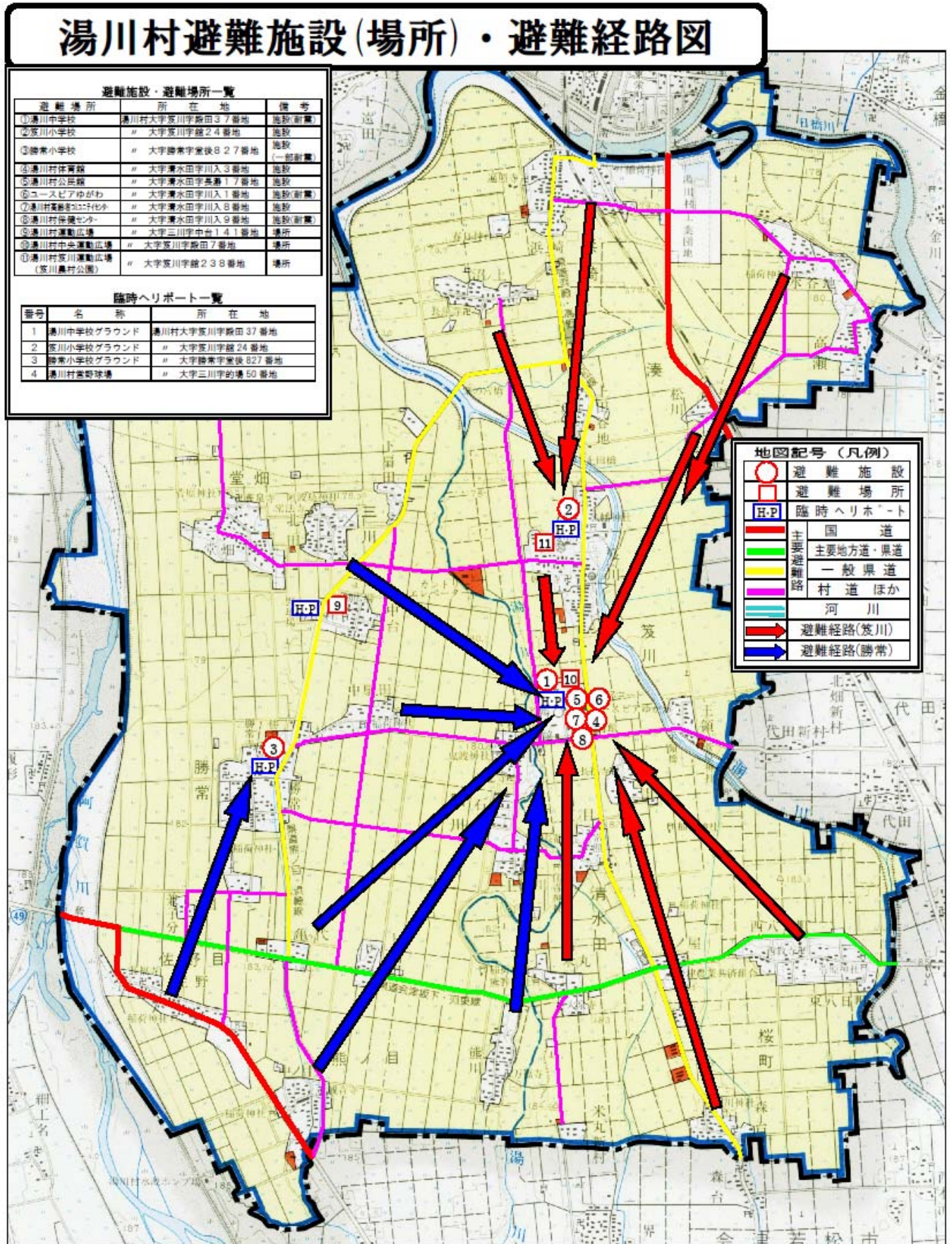
16 避難実施基準等

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
情報 避難 の準備	村長 (災害対策基本法第60条)	一般住民に対する 避難準備、要援護 者等に対する避難 行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、 避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要 があると認められるとき。
の 避難 勧告	村長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におい て、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告 立退き先の指示	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を 行うことができなくなったとき。
指 示 等 の 避難	村長 (災害対策基本法第60条)	立退き 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におい て、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き 立退き先の指示	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を 行うことができなくなったとき。
避 難 の 指 示 等	知事及びその命を 受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認めら れるとき。
	知事及びその命を受け た職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水によるはん濫により著しい危険が切迫していると 認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き 立退き先の指示	村長が避難のための立退きを指示することができな いと認められるとき。 村長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告 避難等の措置	重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、 又は特に急を要する場合においては、危害を受けるおそ れのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告 避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官 がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部 隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

17 避難経路フロー図



18 避難施設・場所及び避難経路図



20 湯川村業種別事業者一覧

(ア) 建設・電気等工事業者

番号	事業所名	所在地	事業の種類
1	中央建設株式会社湯川村営業所	佐野目字館ノ内甲44番地	木造建築工事業
2	ミサウインテリア	熊ノ目字扇田1304番地	木造建築工事業
3	会津造園緑化(有)	湊字奈良町丙17番地	土木工事業(舗装工事業を除く)
4	(有)田部塗装店	湊字村中甲134番地	塗装工事業
5	(有)兼子建設	笈川字館107番地	電気通信・信号装置工事業
6	小柳電気	佐野目字四郎右エ門田甲765番地	電気通信・信号装置工事業
7	有限会社エレクトリックプラン	佐野目字三島467番地7	電気工事業
8	大竹建築	浜崎字湊町50番地	建築業
9	真壁建築	湊字村中甲134番地	建築業
10	(有)マルシン設備	桜町字中町甲1297番地	管工事業
11	有限会社カネコ商事	勝常字代舞1747番地	管工事業
12	佐藤サッシ	桜町字薄清水乙779番地	その他の職別工事業
13	小林住設	勝常字代舞1751番地	その他の職別工事業
14	渡部工業	堂畑字上米田甲142番地	その他の職別工事業

(イ) 一般廃棄物処理業者

番号	事業所名	所在地	事業の種類
1	湯川クリーン	熊ノ目字居花1396番地	一般廃棄物処理業(ごみ収集運搬)
2	湯川清掃社	田川字宮ノ北丙28番地	一般廃棄物処理業(し尿収集運搬)

(ウ) 自動車小売・整備業者

番号	事業所名	所在地	事業の種類
1	(有)佐野自動車工業	佐野目字宮ノ内甲16番地	自動車小売業・整備業
2	さわやかモーター	笈川字館5番地1	自動車小売業
3	かんだおーと	堂畑字上米田甲150番地	自動車小売業
4	ボディショップ古川	桜町字薄清水乙788番地	自動車整備業
5	ミトメ自動車	桜町字中町242番地	自動車整備業
6	有限会社オートリペア須田	佐野目字堀免甲7番地1	自動車整備業
7	オートハウス エスクラス	浜崎字春日前75番地	自動車整備業

(エ) 各種食料品、雑貨等製造・小売業者

番号	事業所名	所在地	事業の種類
1	関東屋商店	浜崎字殿町845番地2	各種食料品・雑貨小売業
2	伊藤商店	勝常字地蔵免930番地	各種食料品・雑貨小売業
3	大竹商店	清水田字長瀬21番地2	各種食料品・雑貨小売業
4	吉田屋商店	笈川字館13番地	各種食料品・雑貨小売業
6	(株)スーパー 会津笈川店	湊字松前乙437番地1	各種食料品・雑貨小売業
7	セブンイレブン会津湯川浜崎店	浜崎字水上1413番地2	各種食料品・雑貨小売業
5	ローソン湯川熊ノ目店	熊ノ目字宮東字730番地1	各種食料品・雑貨小売業
6	合資会社 扇屋酒店	勝常字地蔵免1850番地	酒・各種食料品小売業
7	田部正商店	佐野目字宮ノ内甲17番地	酒・各種食料品小売業
8	小沢食肉店	田川字作園乙43番地	食肉小売業
9	カントリーショップよしのや	熊ノ目字西畑1996番地2	食肉小売業
10	菊地魚店	桜町字来光寺甲1056番地	鮮魚小売業
11	丸昭商店	佐野目字五反田378番地2	鮮魚小売業
12	マルコウ醸造(株)	浜崎字東殿町1番地4	調味料製造業

湯川村地域防災計画

資料編

13	有限会社大八木商店	熊ノ目字中ノ目東114番地3	米穀類卸売業
14	有限会社リフレ会津	湊字奈良町丙21番地	野菜・果実小売業、米穀類卸売業
15	武田 養鶏場	熊ノ目字村西17番地	卵、鳥肉小売業
16	会津みどり農業協同組合購買店舗	清水田字川入12番地	各種食料品・雑貨小売業

(オ) 米飯提供（炊き出し関係）業者

番号	事業所名	所在地	事業の種類
1	一膳亭	三川字宮ノ前94番地1	一般食堂
3	(株)メフォス湯川村デイサービス事業所	笈川字長瀬甲875番地6	料理品小売業
2	(有)アイエルポンテ	湊字松前乙737番地	カラオケ・飲食業

(カ) 農業用資材・機械等販売業者

No.	事業所名	所在地	事業の種類
1	(株)キセキ東北会津中央営業所	清水田字村前375番地	農耕用品小売業
2	(有)あいづサワノ	田川字一番割甲683番地	農耕用品、資材小売業
3	スズキ農機店	桜町字中町240番地	農耕用品小売業
4	会津みどり農業協同組合購買店舗	清水田字川入12番地	農業用資材小売業

(キ) 家具、被服等製造・販売業者

No.	事業所名	所在地	事業の種類
1	シンコール(株)会津出張所	笈川字王畑275番地	家具(カーテン)等卸売業
2	(有)會豊堂	湊字奈良町丙7番地	家具・建具小売業
3	土屋畳店	浜崎字北殿町1479	畳小売業
4	東条建具店	浜崎字北殿町1459番地2	建具製造小売業
5	わたや佐藤	浜崎字水上1409番地6	寝具小売業

(ク) 燃料等販売業者

No.	事業所名	所在地	事業の種類
1	会津みどり農業協同組合 ほっとタイム121給油所	浜崎字水上1410番地2	燃料小売業
2	会津みどり農業協同組合 第一給油所	清水田字宮前乙576番地	燃料小売業

(ケ) その他業者

No.	事業所名	所在地	事業の種類
1	(有)未来工房 洗濯館湯川店	清水田字宮前乙484番地	普通洗濯業
2	有賀治療院	桜町字明堂71番地	療術業
3	栗城はりきゅうマッサージ治療院	湊字村中甲214番地	療術業

21 避難所設置及び収容状況

避難所名	所在地	種別	開設期間	実人員	開設日数	延人員	備考
〇〇避難所	大字 字 番	既設建物	月 日から 月 日まで	人	日	人	〇〇公民館
〇〇避難所	大字 字 番	既設建物	月 日から 月 日まで	人	日	人	〇〇公民館
計							

22 避難所収容者名簿

住 所	世帯主	世帯人員	湯川村 避難所 収容期間						計
			月日						

23 避難所収容台帳

責任者 認め印	月 日 収容人員	湯川村 避難所 物品使用状況		記 事	備 考
		品 名	数量		

24 避難所用物品受払簿

品 名	単 位 呼 称			残	備 考
		受	払		
年 月 日	摘 要				
	〇〇商店	1 0		1 0	
	〇〇避難所		2	8	
	〇〇避難所		3	4	

25 避難所開設用施設及び器物借用簿

名 称	品 名(施設)	数 量	期 間	1 日当借上費	金 額	所有者(管理者)氏名

26 飲料水供給記録簿

供 給 年 月 日	供給地区	供給 水量	対象 人員	給 水 用 機 械 器 具			金 額	備 考
				名 称	数 量	所有者(管理者)氏名		
		リットル	人				円	

(注) 1. 「対象人員」欄の人員数は、概数で記入して差し支えない。

2. 給水用機械器具は借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に借入額を記入すること。

27 応急仮設住宅入居該当者調

番 号	被帳 災番 台号	氏 名	職 業	住 所	家 族 人 員		生活程度	摘 要
					人員数	同上中稼働力者		
							上、中、下 保護世帯	

28 応急仮設住宅入居該当対象者選定調書

(住宅の応急修理施行)

被災台帳 番 号											
地 区 名	行政区名	対象者	住所	氏名							
調 査 員 調査事項	資産状況	動 産 不動産	職 業								
	被災の概要			家庭の概要							
行 政 区 総代意見											
民生委員 意 見											
調 査 員 意 見											
要 施 行	有・無	調査員									

29 応急仮設住宅入居者台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

市町村名

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏 名	家族 数	所 在 地	構造 区分	面積	敷地 区分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支 出額	備 考
		人					月 日	月 日	月 日		
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

30 住宅応急修理記録簿

住 所	世帯主	職 業 氏 名	家族数	修理箇所	概要	修理着工 年 月 日	修理完成 年 月 日	修理費	備 考

31 住宅の応急修理該当者調

番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活程度備考 上／中／下 被保護者	被害 程度	修理予 定箇所	備考
				人員数	同上中 可働力者				

32 近隣市町村医療機関一覧

番号	医療機関名	所在地	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

33 近隣市町村医薬品販売店一覧

番号	医療機関名	所在地	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

34 救護班の編成

班名	班長氏名	編成内容	連絡方法

35 救護班編成及び活動記録簿

期間	市町村名	診療患者数	死体検案数	班の編成	班長職氏名	備考

- (注) 1 「診療患者数」欄は、延人員数を記入すること。
 2 「班の編成」欄は、職種ごとに人員数を記入すること。
 3 助産を実施した場合も記入すること。
 4 死体の処理を実施した場合も記入すること。

36 救護活動記録簿

期間	市町村名	診療患者数	死体検案数	班の編成	班長職氏名
月 日から 月 日まで 日間		内科 人 外科 人		医師 人 看護師 人 その他 人	氏名 医院
月 日から 月 日まで 日間		内科 人 外科 人		医師 人 看護師 人 その他 人	氏名 医院
月 日から 月 日まで 日間		内科 人 外科 人		医師 人 看護師 人 その他 人	氏名 医院
月 日から 月 日まで 日間		内科 人 外科 人		医師 人 看護師 人 その他 人	氏名 医院

37 医薬品衛生材料受払簿

品名	単位呼称				
年月日	摘要	受	払	残	備考
計					

38 医薬品班出動編成表

	職名	氏名	期日	自	年	月	日	時	分
班長				至	年	月	日	時	分
場所									
摘要									

39 救護班診療記録

班長医師氏名

年月日	市町村名	患者氏名	年齢	病名	措置摘要	備考

40 救護班医薬品衛生材料使用簿

班長医師氏名

医薬品衛生材料品名	単位呼称	単位	摘要	受	払	残	備考

41 医薬品衛生材料等引継書

医薬品衛生材料等引継書

輸送責任者職氏名

受領責任者職氏名

救護用医薬品次のとおり引継ぎました。

記

1. 引継月日
2. 引継場所
3. 品目数量 次のとおり

品名	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由、その他

42 医院、診療所医療実施状況

市町村名	診療機関名	診療期間	診療人員		診療報酬点数	金額	備考
			入院	退院			
	医院	月 日 から 日間					健康保険
		月 日 まで					国民健康保険
計							

43 助産台帳

分 べ ん 者			分 べ ん の 日時・場所	助産機関名	期 間	金 額	備 考
住 所	氏 名	年令					
湯川村大字 字							
湯川村大字 字							

44 障害物除去該当者調

番号	被災台帳 番 号	氏 名	職 業	住 所	家 族 人員数 同上中可働者	被害程度	障害物除去予定箇所	実施 有無

45 障害物除去該当者選考調書

地区名	集落名	対象者 住 所	被災台帳 番 号	氏 名
調査員調査事項	資産状況	動 産 不 動 産	職 業	
	被災の概要		家庭の概要	
行政区代表意見				
民生委員意見				
調査員総合意見				
要 施 行	有 ・ 無		調 査 員	

46 障害物除去の実施状況記録簿

住宅被害程度区分	住所	氏名	職業	家族数	除去を要すべき状態の概要	除去に要した期間	金額	備考
					たい積高さ m 約 m(坪) たい積場所居室・炊事場・便所等	日間		器具借上費 円 人夫費 円 輸送費 円 その他 円
					たい積高さ m 約 m(坪) たい積場所居室・炊事場・便所等	日間		器具借上費 円 人夫費 円 輸送費 円 その他 円

47 死体搜索状況記録簿

年月日	搜索地区	搜索死体	搜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者(管理者氏名)		

(注) 1、搜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず、記入するものとし、有償による場合にのみその借上費を金額欄に記入すること。

48 死体処理台帳

死亡年月日	死亡原因	死体発見の日時及び場所	死亡者遺族				洗浄等の措置費			死体一時保存の場所及び保存の期間	備考
			住所氏名	年令	住所氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		

49 埋葬台帳

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考	
			住所氏名	年令	死亡者との関係	住所氏名	附属品	埋火葬料	骨箱	計		

50 被災使用教科書等調 全失分・半失分

区 分	学 校 名	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
	学校							
	学校							
	計							
合 計	冊 数							
	実 人 員							

51 被災教科書一覧表

平成 年 月 日			学校名							
区 分	学 年	発 行 者 名	教科書記号番号	教科書名	冊数	単価	金 額	被害区分	備考	

(注) 学校別に記載のこと

52 学用品交付簿

被災台帳 番 号	住家の 被害区分	学 年	児童(生徒) 氏 名	親 権 者 住所氏名	受領印	給 与 品 内 訳					給 与 年月日
						消ゴム	ナイフ	ノート	鉛筆	筆入	

53 災害防疫調査指導票

年月日 平成 年 月 日
実施者

(1) 市町村名					
総戸数(世帯)		戸	総人口		人
(2) 被害の概況(図面は別紙に略記すること)					
床上浸水		戸	床下浸水		戸
人 口			人		
被災率			%		
(3) 傷病者及び医療救護班の要否					
(4) 炊き出し及び集団避難					
(5) 使用水及び給水班の要否					
(6) 感染症発生状況					
(7) 薬品、器材					
(8) 市町村の能力と動員態制					
(9) 昆虫駆除の指定地域と代執行の必要					
(10) 防疫計画					
(1) 検病調査班		月	日	～	月 日 班
(2) 消毒班		月	日	～	月 日 班
(3) 昆虫駆除		月	日	～	月 日 班

54 感染症予防申請書

番 号
平成 年 月 日

福島県知事 様

福島県河沼郡湯川村長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の地域指定の申請について

平成 年 月 日災害により、次のとおり災害が発生し感染症流行のおそれがあるので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定に基づいて、ねずみ族昆虫駆除の地域として指定されるよう申請する。

- 1 災害発生日時
- 2 災害の種類
 - (1) 原因
 - (2) 経過
- 3 被害の概要
- 4 ねずみ族昆虫駆除の開始及び終了予定年月日
- 5 ねずみ族昆虫駆除実施予定地域

55 災害防疫業務完了報告書

1	災害発生年月日	
2	災害の原因	
3	被害の概要	
4	市町村のとした措置の概要	
	(1) 災害防疫本部の活動	
	(2) 災害救助活動	
	イ 医療救護	
	ロ 調査指導	
	(3) 災害防疫本部の活動	
	イ 予防宣伝	
	ロ 調査指導	
	ハ 検病調査	
	ニ 患者処理	
	ホ 飲料水の確保及び井戸の消毒	
	ヘ 家屋の消毒及び消毒薬の使用法	
	ト そ族昆虫駆除の実施方法	
	チ 避難場所の防疫指導	
	リ し尿処理の指導	
	ヌ 泥土、堆積物の処理及び清潔方法	
5	感染症の発生状況	
6	予防接種	
8	予算の概要	

56 関係条例・規程等

湯川村防災会議条例

昭和37年10月 2日湯川村条例第18号
改正 平成12年 3月29日湯川村条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、湯川村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 湯川村地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること
- 二 湯川村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- 三 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は村長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 福島県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - 二 福島県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - 三 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - 四 教育長
 - 五 消防団長
- 6 前項第1号、第2号、第3号の委員の定数は、それぞれ1人、2人、4人とする。
- 7 委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、湯川村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日湯川村条例第26号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

湯川村防災会議運営規程

平成18年3月31日湯川村訓令第6号

（趣旨）

第1条 この規程は、湯川村防災会議条例（昭和37年湯川村条例第18号）第5条の規定に基づき、湯川村防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会議は、会長が招集する。

（部会）

第3条 部会の数、名称及び構成については、会長が会議に図って定める。

2 部会は、部会長が会長の承認を得て招集する。

3 会長は、部会において調査審議すべき事項と決定したものについては、速やかに関係部会に付議するものとする。

4 関係部会は、前項の規定により付議された事項の調査審議を終わったときは、速やかに報告書を会長に提出するものとする。

5 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

（専決処分等）

第4条 会長は、会議において処理すべき事項のうち、次の各号に該当するときは、専決処分することができる。

一 会長において、会議を招集することができないとき。

二 軽易な事項で速やかに措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による処理については、次の会議で報告するものとする。

（幹事会議）

第5条 会長は、会議の運営について必要があるときは、幹事会議を開催することができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

湯川村災害対策本部条例

昭和37年10月 2日湯川村条例第19号
改正 平成 8年 3月25日湯川村条例第 5号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、湯川村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月25日湯川村条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

湯川村災害対策本部規程

平成18年3月31日湯川村訓令第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、湯川村災害対策本部条例(昭和37年湯川村条例第19号)第4条の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、湯川村災害対策本部(以下「本部」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、湯川村副村長及び湯川村消防団長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 湯川村教育委員会教育長
- 二 課長
- 三 教育次長
- 四 議会事務局長

3 村長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、村の職員のうちから随時適当と認める者を本部員として任命することができる。

(災害対策本部員会議)

第3条 本部に災害対策本部員会議(以下「本部員会議」という。)を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項を審議決定し、その実施の推進を図るものとする。

(本部の組織)

第4条 本部に別表第1に定める部及び班を置く。

2 部に部長、副本部長、班長及び班員を置き、部(事務局)長、班(所、室)長及び別表第1に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 部及び班の事務分掌は、別表第2に定めるとおりとする。

4 本部の事務局は、総務課がこれに当たるものとする。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

57 湯川村水防実施要領

湯川村水防実施要領

目 次

第1章 総則	1
第2章 水防組織	
第1 水防本部設置前の初期配備	
1 初期配備の設置基準	1
2 初期配備体制	1
第2 水防本部の設置	
1 水防本部の設置基準	1
2 水防本部の設置及び閉鎖	2
3 本部の組織及び事務分掌	2
第3章 水防本部の活動	
1 動員要領	2
2 配備及び配置要領	3
3 水防本部設置後の活動	3
第4章 水防警戒	4
第5章 水防巡視等	
1 水防巡視	5
2 水防信号	5
第6章 水防資機材	
1 水防倉庫並びに備蓄資機材	6
2 水防倉庫の管理及び資機材の利用	6
3 水防資機材の調達	6
第7章 重要水防区域	6
第8章 水防に関する連絡系統図	7

第9章 消防団（水防団）の水防活動

1	消防団の責務	10
2	消防団への通報	10
3	河川・堤防の巡視等	10
4	水防活動報告	11

<u>気象通報</u>	11
-------------	----

<u>水防本部組織</u>	12
---------------	----

<u>事務分掌一覧</u>	13
---------------	----

<u>重要水防箇所一覧</u>	15
-----------------	----

<u>水防活動実施報告書</u>	17
------------------	----

避難計画

1	避難所の設置	18
2	避難の勧告・指示及び伝達	18
3	立ち退きの伝達	18
4	避難の順序	19
5	り災者の移送	19
6	避難準備及び携帯品の規制	19
7	避難の期間	20

災害救助法に基づく措置

1	避難所の開設	20
2	収容対象者	20
3	り災者に対する通知	20
4	県知事に対する報告	20
5	開設期間	20

湯川村水防実施要領

第1章 総 則

この要領は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の規定に基づき、洪水等に際し水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第10条から第13条の規定による洪水予報等の通知等を受けたときから、洪水等による危険が除去される間、この水防実施要領に基づいて、本村の区域内の河川等に対する監視、警戒、通信連絡等水防上必要な事項を処理し、もって水防活動の万全を期するものである。

第2章 水 防 組 織

本村に水害の発生のおそれが生じたときからその危険がなくなるまで、次の機構をもって水防事務を処理する。ただし、湯川村災害対策本部条例（昭和37年条例第19号）に定める災害対策本部が設置された場合は、水防本部はその組織に編入されるものとする。

第1 水防本部設置前の初期配備

1. 初期配備の設置基準

福島地方気象台から大雨・洪水注意報が発表され、又は発表が予想される時点であって、水防本部の設置には至らないが非常事態に備えて事前の体制確立が必要であると総務課長が認めたときとする。

2. 初期配備体制

- (1) 初期配備体制は、湯川村役場内での総務課職員による待機又は総務課及び関係課職員による待機とする。
- (2) 待機した職員は、非常時連絡網の確認並びに関係課職員の緊急時動員体制を確立させるものとする。
- (3) 総務課長は、初期配備を職員に指示した場合、その旨を村長に報告するものとする。

第2 水防本部の設置

1. 水防本部の設置基準

村内の全域あるいは一部の地域に水害が発生し、又は水害が発生するおそれがある場合において、水防推進のため緊急対策を必要とすると村長が認めたときとする。

2. 水防本部の設置及び閉鎖

- (1) 湯川村役場内に水防本部を設置する。
- (2) 村長室を水防本部とし、本部の庶務は総務課において処理する。
- (3) 水防本部は、水害応急対策が完了したと本部長が認めたとき閉鎖する。

3. 本部の組織及び事務分掌

組織は別表1のとおりとし、各々の事務分掌は別表2のとおりとする。

- (1) 各部の部長には、部の分掌する事務が本村の行政機構における業務内容に関する課長級をもって充てるものとする。
- (2) 水防対策本部会議
 - ① 水防本部が迅速かつ的確な応急対策等水防活動を実施するにあたっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定する水防対策本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。
 - ② 本部会議は、本部長、副本部長及び各部長をもって組織する。
 - ③ 本部会議は、本部長が招集し本部長が議長となる。

第3章 水防本部の活動

1. 動員要領

- (1) 総務部長（総務課長）は、水害の発生が予想される事態又は水害が発生したときは、本部長の指示を受け各部の部長に配備の規模を通知する。
- (2) 各部の部長は、水害の発生が予想される事態又は水害が発生したときに備えて、配置規模に応じた動員が円滑に行われるよう連絡員を置き、総務部長の連絡・指示により動員し、部活動を行う。
- (3) 配備要員及び連絡員は、水害の発生が予想される事態又は水害が発生したときは、常に所在を明らかにし、部長との連絡保持に努め、動員に応ずる体制を整えるものとする。
- (4) 勤務時間外その他勤務を要しない日時において、連絡不能の状況にある場合の各部の連絡員は、水防本部が設置される事態が推定されるときは、自らの判断により指示を待たずに登庁し、水害応急対策活動に支障のないよう努めなければならない。

2. 配備及び配置要員

(1) 初動体制

区 分	内 容	要 員 配 置
初期配備	水防本部の設置には至らないが、今後の気象状況に注意を要するときの配備体制	原則として総務課職員2名

(2) 水防体制の種類

区 分	内 容	要 員 配 置
第1 配備 (準備体制)	水害の発生が予想される事態であるが、発生までに多少の時間的余裕があるときの配備体制	各部部長及び各部構成課の連絡員各1名
第2 配備 (警戒体制)	比較的軽微な水害もしくは局地的な水害が発生した場合、又は水害の発生が必至となったときの配置体制	各部構成課の課員半数
第3 配備 (非常体制)	全村に亘る水害が発生し、又は局地的水害であっても被害が特に甚大なときの配置体制	全 員

3. 水防本部設置後の活動

- (1) 水防本部が設置された場合、第1 配備体制下においては、総務部長は水防本部に各部部長及び連絡員を招集し、その他の部員については自宅待機し以後の連絡・指示に従う。
- (2) 第2 配備以降の水防体制においては、各部員についても水防本部に参集し、技術職員をリーダーとする3～4名の小グループを形成し、各部長の指示に従い行動する。
- (3) 水防・水害に関する通報については、水防本部において一括して受付を行い、適時、水害現場との連絡に努める。
- (4) 各部員は水害現場における応急措置等の活動状況を水防本部に報告し、水防本部はこれを記録する。

第4章 水防警戒

水防法第16条の規定により、水防警戒が発せられる河川は次のとおりである。

また、日橋川（南大橋）については、水防法第13条の規定による国土交通大臣指定河川となっており、特別警戒水位（住民の避難の目安となる水位）が定められている。

・阿賀川

発表担当者	阿賀川河川事務所 所長	受報担当者	福島県水防本 部長	電話	阿賀川河川事務所 TEL 0242-26-6487 FAX 0242-26-0526				
河川名	区 間								
阿賀川 (幹川)	福島県大沼郡会津美里町種馬字井戸川乙538番地の2 地先の馬越堰堤から 左岸 福島県喜多方市山都町三津合字古屋敷5845番の14地先 右岸 福島県喜多方市山都町小舟寺字中崎乙の25番の2地先まで								
日橋川 (支川)	左岸 福島県会津若松市河東町福島字築前甲2341番の1地先 右岸 福島県喜多方市塩川町金橋字礫の宮38番の2 地先堂島橋から幹川合流点まで								
水防警戒の対象となる観測所	観測所名	地先名	種別	指定水位 (m)	警戒水位 (m)	特別警戒 水位(m)	計画高 水位 (m)	危険 水位 (m)	計画 洪水量 (m ³ /s)
	馬越	大沼郡会津美里町馬越	テレメーター	3.40	3.90	/	8.60	6.40	2,900
	宮古	河沼郡会津坂下町大字宮古	テレメーター	1.50	2.00	/	5.19	5.19	3,900
	山科	喜多方市慶徳町大字山科	テレメーター	1.80	2.70	/	7.83	7.60	4,800
	南大橋 (日橋川)	喜多方市塩川町沼尻	テレメーター	2.60	3.20	3.84	5.37	4.96	900
水防警戒の範囲	種類	内 容			発 令 基 準				
	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。			雨量・水位・流量その他の河川状況により必要と認められる時。 指定水位に達し警戒水位を越える恐れがあるとき。				
	出動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。			水位・流量その他河川の状況により水位警戒水位以上に上昇する恐れがあるときで警戒水位に達すると予想される時刻の1時間前とする。				
	解除	水防活動の終了を通知するもの。			水位警戒水位以下に復したとき、但し警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。				
	状況	水位の上昇、下降、滞水時間、最高水位の大きさ・時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂その他、河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。			適宜、河川の状況を通知する。				

第5章 水防巡視等

1. 水防巡視

水防本部長は、水防警戒等の通知を受けたときは、直ちに消防団長にその通報を通知し、団員に河川・水門・樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が次の表の指定水位又は警戒水位に達した旨の通報があったときは、直ちに消防団長に通知するとともに、次項に定める「水防信号」により周知し、更に必要な団員を招集し、警戒、水防活動等にあたらせるものとする。

河川名	量水標の名称	量水標の位置	通水水位	警戒水位	管理者名
阿賀川	宮古水位観測所	会津坂下町大字宮古字台畑	1.50	2.00	阿賀川河川事務所
日橋川	南大橋水位警報	喜多方市塩川町字沼尻	2.60	3.20	阿賀川河川事務所
湊川	湊川雨量水位	河沼郡湯川村大字笈川字王畑	1.80	2.90	会津若松建設事務所

2. 水防信号

湯川村が水防に用いる信号は、次のとおりとする。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの	一点打 0 休止	(約5秒) (約15秒) 0 - 休止
第2信号	消防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	三点打 0-0-0	(約5秒) (約10秒) 0 - 休止
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が水防の応援に出動すべきことを知らせるもの	四点打 0-0-0-0	(約10秒) (約5秒) 0 - 休止
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱打	(約1分) (約5秒) 0 - 休止

- (1) 信号は、適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
- (3) 危険解消と確認したときは、口頭伝達により周知させること。

第6章 水防資機材

1. 水防倉庫並びに備蓄資機材

水防倉庫		湯川村大字笈川字長瀬甲875番地5 湯川村役場 水防倉庫	
品目	数量	品目	数量
ツルハシ	2丁	土のう袋	500枚
ナタ	2丁	大型土のう袋	50枚
掛矢	9丁	ビニールシート	60枚
スコップ	20丁	縄	20巻
斧	5丁	杭木・鉄筋杭	300本
ペンチ	5丁	鉄線	80kg
カキ板	7本	一輪車	2台
鎌	5丁	チェーンソー	1台
鋸	5丁	発電機	1台

2. 水防倉庫の管理及び資機材の利用

水防倉庫は建設課において管理する。ただし、水防本部設置下においては水防本部において管理するものとし、各部員は必要に応じて水防資機材を利用して水防並びに応急復旧措置を行う。

3. 水防資機材の調達

水防資機材確保のために、水防資機材取扱業者とあらかじめ協議し、緊急調達できるようにしておくものとする。

なお、消防団において状況の急変等により水防本部に要請する暇がないときは、各分団長は当該地域の業者等により調達するものとする。その場合には、その旨水防本部に報告するものとする。

第7章 重要水防区域

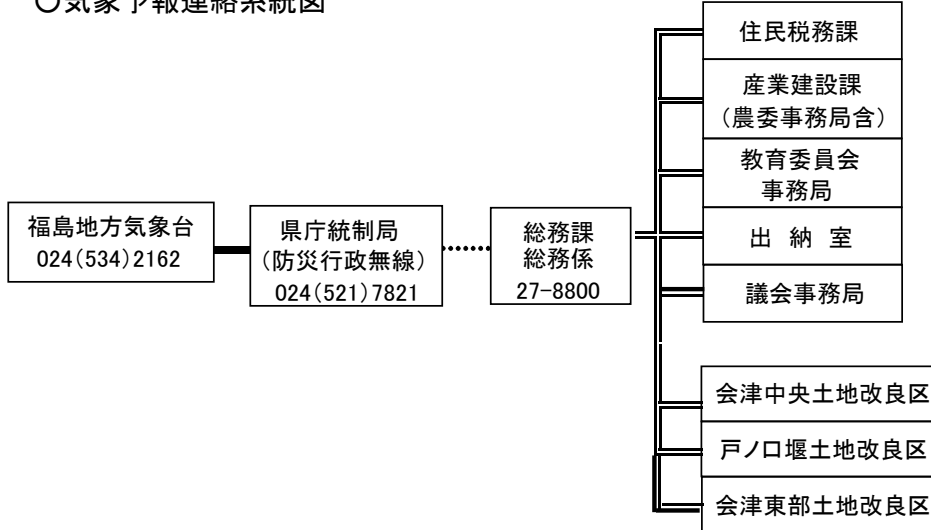
村内の重要水防区域は、次のとおりとする。

1. 河川

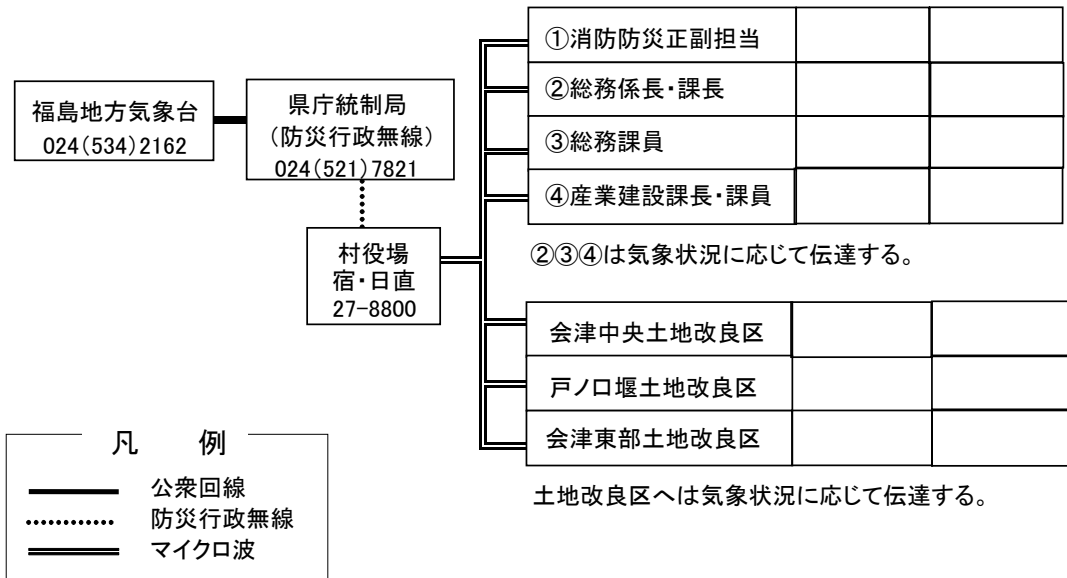
重要水防区域（別表3）による。

第8章 水防に関する連絡系統図

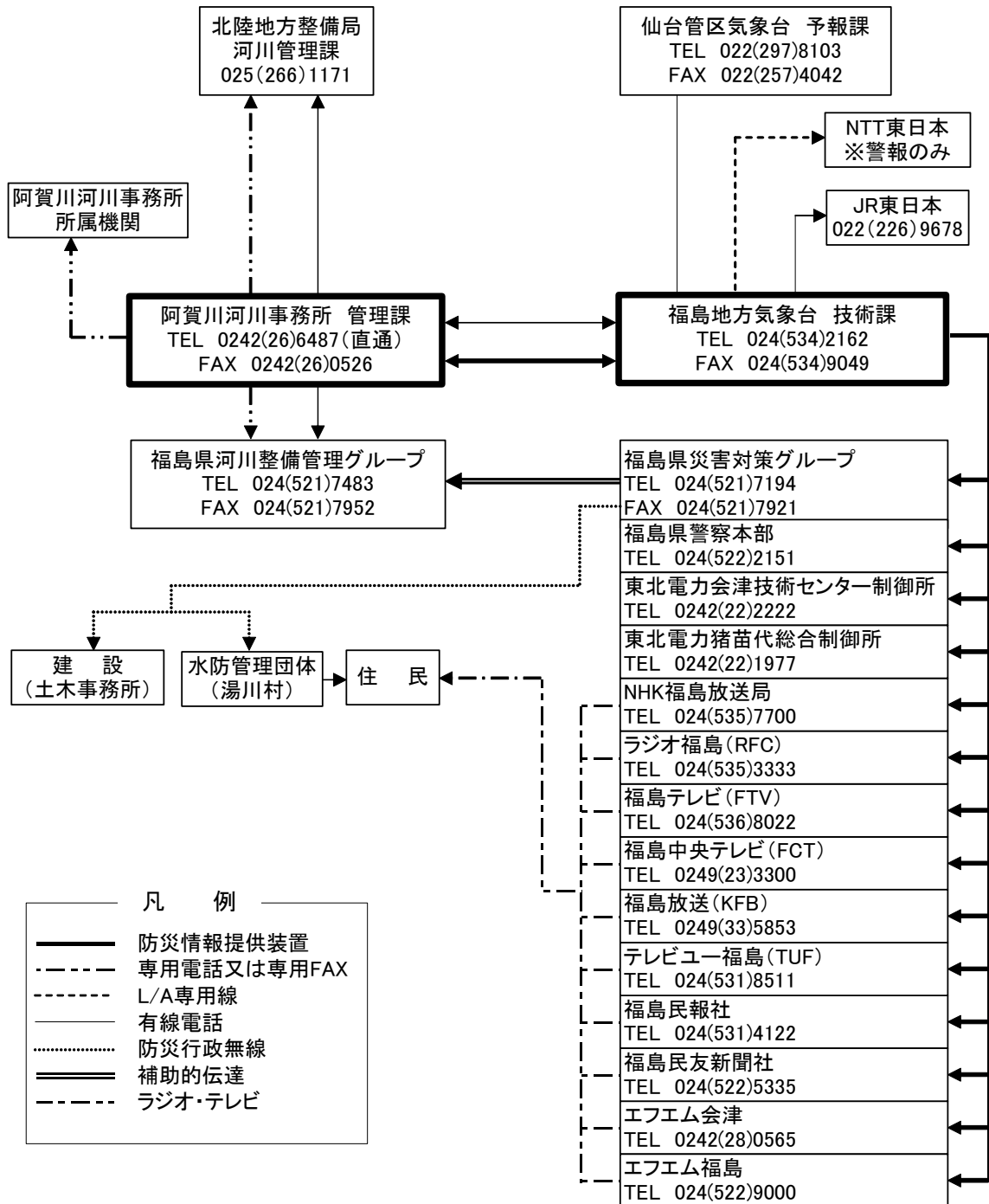
○気象予報連絡系統図



○退庁後及び夜間休日祝祭日水防用緊急連絡系統図



○阿賀川洪水予報伝達系統図

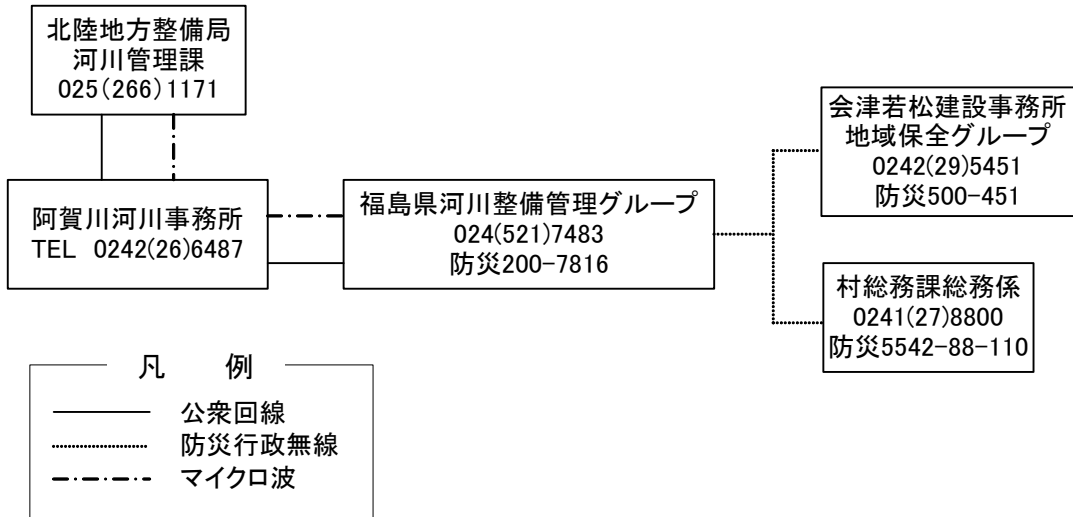


〔問合せ先〕

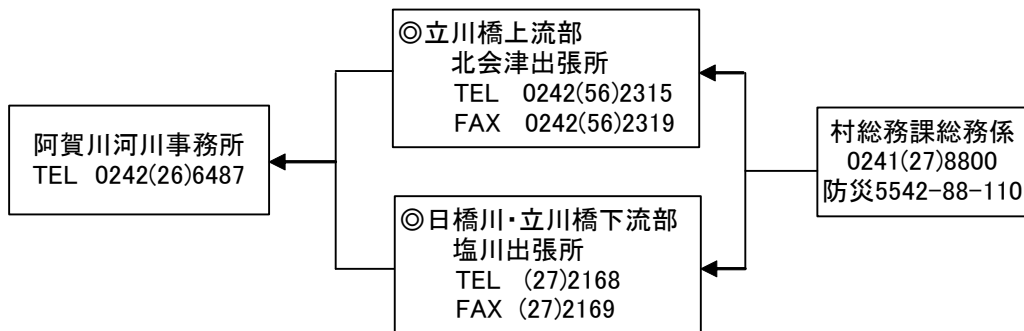
水位関係:国土交通省阿賀川河川事務所管理課 TEL(0242)26-6487

気象関係:気象庁 福島地方気象台 技術課 TEL(024)534-2162

○阿賀川洪水時水防連絡通信網図



○阿賀川洪水時水防報告系統図(水防法第9条・同法第18条)



第9章 消防団（水防団）の水防活動

1. 消防団の責務

洪水等に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条の規定による水防警報等を受けたときから洪水等による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

各分団の水防活動の受持区域は下表のとおりとし、消防団長は必要に応じて分団の水防区域を変更し、他の分団に水防活動の応援を命ずることができる。

名 称	受 持 区 域
第 1 分 団	笈川地区（笈川・清水田・桜町・湊・浜崎）
第 2 分 団	勝常地区（勝常・佐野目・熊ノ目・田川・三川・堂畑）

2. 消防団への通報



3. 河川・堤防の巡視等

(1) 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、河川、堤防を巡視し、量水票等により水位の変化、水門の状況等を水防管理者に報告するものとする。

なお、水位が警戒水位に達したときは、第1水防信号により地域住民に周知するものとする。

(2) 各分団長は、河川の水位が警戒水位に達したときは、随時、河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防本部に報告するとともに、第2水防信号を打続し、団員を招集し水防作業にあたらせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。

- (3) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事項が発生し、水防のための地域内住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3水防信号を打鐘の上、出動を要請し、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- (4) 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域住民の避難立ち退きが必要と認めるときは、第4水防信号の打鐘により直ちに地域住民に周知し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防管理者に報告するものとする。

4. 水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に、別表4の様式により水防本部長に水防活動報告書を提出するものとする。

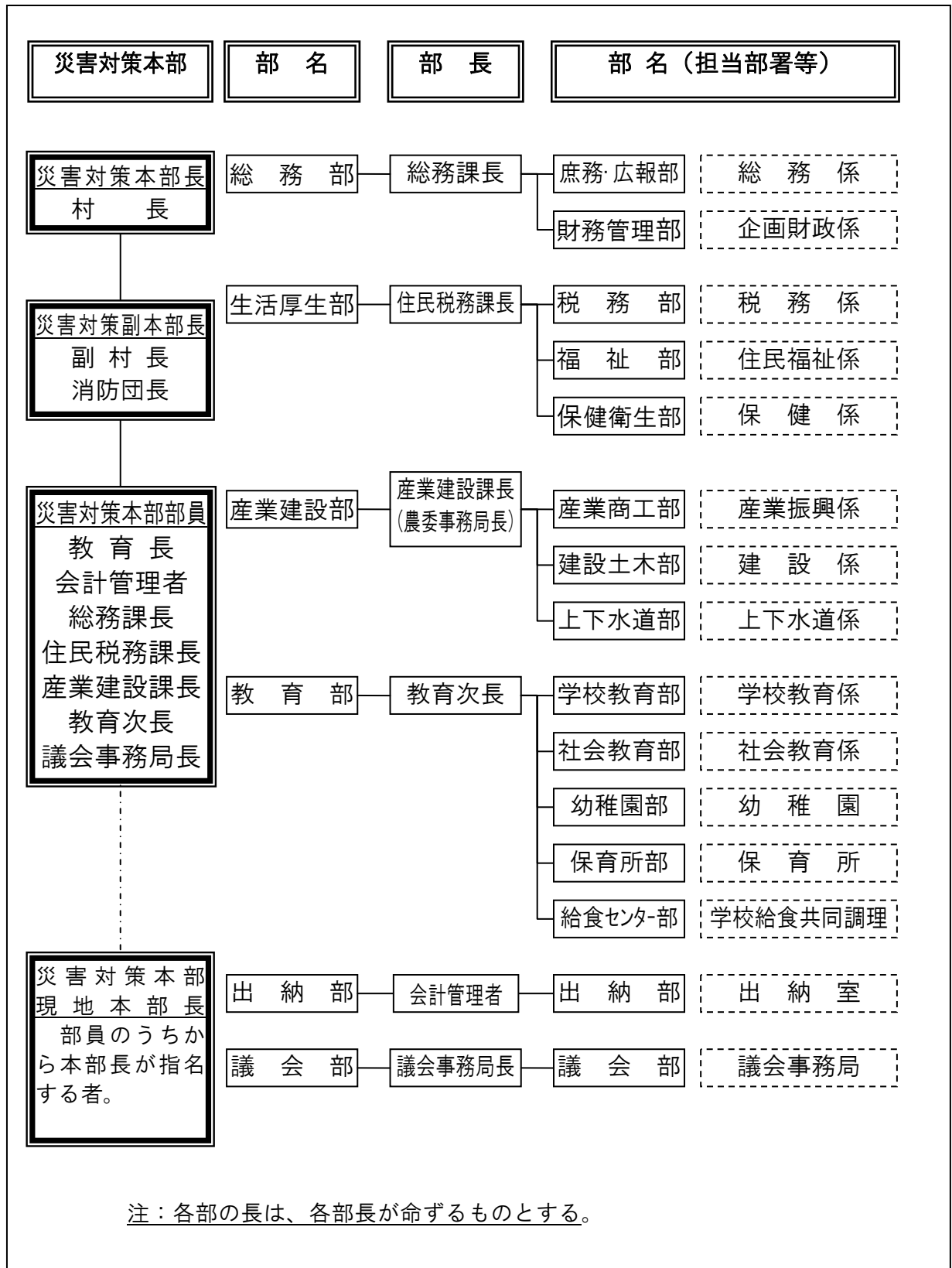
気 象 通 報

気象台から発表される注意報、警報のうち、水防活動の利用に適合するものは、次のとおりである。

項	発 表 の 基 準
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量 30mm以上 3時間雨量 50mm以上 24時間雨量 平地70mm以上、山地120mm以上
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量 30mm以上 ただし、総雨量60mm以上 3時間雨量 50mm以上 ただし、総雨量60mm以上 24時間雨量 平地90mm以上、山地140mm以上
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が18m/s以上になると予想される場合
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量 50mm以上 ただし、総雨量100mm以上 3時間雨量 80mm以上 ただし、総雨量100mm以上 24時間雨量 平地130mm以上、山地200mm以上
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量 50mm以上 ただし、総雨量100mm以上 3時間雨量 80mm以上 ただし、総雨量100mm以上 24時間雨量 平地130mm以上、山地200mm以上

別表1)

水防本部組織



別表2) 事務分掌

部名	部名	事(業)務内容
総務部	庶務・広報部 財務管理部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本部長の指揮命令の伝達及び各部の連絡調整に関する事 (2) 水防関係機関及び自衛隊との連絡調整に関する事 (3) 水防活動の総括に関する事 (4) 被害情報の収集及び被害状況の報告等に関する事 (5) 水防用資材、人員等の輸送、配車に関する事 (6) 職員の招集に関する事 (7) 気象情報等の受理及び通報に関する事 (8) 義援金品に関する事 (9) 応急措置用被服、寝具、その他生活必需品の確保、斡旋に関する事 (10) り災者の応急救護及び収容等に関する事 (11) 広報活動、報道関係、その他広報活動に関する事 (12) 水防活動費の予算措置に関する事 (13) その他各部の所管に属さない事
生活厚生部	税務部 福祉部 保健衛生部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医薬品、衛生材料の調達配布に関する事 (2) 感染症対策に関する事 (3) 死体の処理に関する事 (4) 避難所の解説及び撤収に関する事 (5) 炊き出し及び食料品の給与に関する事 (6) 救助物資の調達配布に関する事 (7) 社会福祉施設の被害調査に関する事 (8) その他住民税務課の所管に関する事
産業建設部	産業商工部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業用施設の防災並びに応急復旧措置に関する事 (2) その他農業・商工関係の防災並びに応急復旧に関する事 (3) り災に伴う中小企業者及び農家の金融等に関する事 (4) 防疫に関する事 (5) 被害農作物の技術対策及び指導に関する事 (6) 所管に係る被害状況の調査・収集に関する事 (7) その他産業振興係の所管に関する事
	建設土木部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水防用資材の確保及び輸送に関する事 (2) 河川、堤防、道路、橋梁、溝渠、水路等の防災並びに応急復旧措置に関する事 (3) 公共施設の防災及び応急復旧措置に関する事 (4) り災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に関する事 (5) 所管に係る被害状況の調査・収集に関する事 (6) その他公共施設等の応急復旧措置に関する事 (7) その他建設係の所管に関する事

	上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 上下水道の防災及び災害応急復旧措置に関する事。 (2) 被災地の給水に関する事。 (3) ろ過器及び給水車の配車対策に関する事。 (4) その他産業建設課の所管に関する事。
教育部	学校教育部 社会教育部 幼稚園部 保育所部 給食センター部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育関係施設の被害状況調査及び応急対策実施に関する事。 (2) 児童生徒の安全確保に関する事。 (3) その他教育委員会の所管に関する事。
出納部 議会部	出納部 議会部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管に関する事 (2) その他、災害対策本部長の支持による事。
消防団	総務部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害救助活動の総括に関する事。 (2) 消防機関の動員に関する事。 (3) 災害時における危険物の取扱いに関する事。 (4) 警戒・応急復旧・交通の確保に関する事。 (5) その他避難救助活動、災害救助、復旧、予防全般に関する事。

別表3) 重要水防箇所一覧表

◆重要水防区域一覧表(漏水)

河川名	番号	左右岸別	位置			距離標	水防管理団体	評定基準	延長(m)		予想される危険概要	対策水防工法	備考
			市町村	大字	字			種別	A	B			
阿賀川	1	右岸	湯川村	堂畑	孫六	10.4km + 160m ~ 10.6km + 80m	湯川村	漏水		120	決壊	月の輪工シート張工	

◆重要水防区域一覧表(水衡・先掘)

河川名	番号	左右岸別	位置			距離標	水防管理団体	評定基準	延長(m)		予想される危険概要	対策水防工法	備考
			市町村	大字	字			種別	A	B			
阿賀川	1	右岸	湯川村	佐野目		13.4km - 165m ~ 13.4km + 35m	湯川村	水衡先掘	200		決壊	木流し工シート張工	
阿賀川	2	右岸	湯川村	佐野目	沼田	14.0km - 40m ~ 14.0km + 20m	湯川村	水衡先掘	60		決壊	木流し工シート張工	

◆重要水防区域一覧表(要注意区間:旧川跡)

河川名	番号	左右岸別	位置			距離標	水防管理団体	評定基準	延長(m)	備考
			市町村	大字	字			種別	要注意区間	
阿賀川	1	右岸	湯川村	堂畑	孫六	10.6km - 40m ~ 10.6km + 80m	湯川村	旧川跡	120	
阿賀川	2	右岸	湯川村	勝常	外川原	11.8km + 90m ~ 12.0km + 40m	湯川村	旧川跡	150	

河川名	番号	左右岸別	位置			距離標	水防管理団体	評定基準	延長(m)	備考
			市町村	大字	字			種別	要注意区間	
日橋川	3	左岸	湯川村	浜崎	寺下	2.2km + 0m ～ 2.4km + 100m	湯川村	旧川跡	250	
日橋川	4	左岸	湯川村	浜崎	角脇	2.6km + 0m ～ 2.8km + 50m	湯川村	旧川跡	250	
日橋川	5	左岸	湯川村	浜崎	上三反田	4.0km + 50m ～ 4.2km + 50m	湯川村	旧川跡	200	
日橋川	6	左岸	湯川村 喜多方市 (旧塩川町)	浜崎 金橋	高瀬畑 土屋新田	4.2km + 51m ～ 4.4km + 100m	湯川村 喜多方市 (旧塩川町)	旧川跡	250	
日橋川	7	左岸	湯川村	浜崎 湊	西古木 一ノ割	4.8km + 0m ～ 5.2km - 100m	湯川村	旧川跡	300	

別表 4

水防活動実施報告書

平成 年 月 日

作成責任者 _____ 印

出水の概況	川		警戒水位		雨量		m		mm	
水防実施箇所	川		左岸		右岸		地先		m	
日時	自 月 日		時 ~ 至		月 日		時			
出動人員	水防団員	消防団員	その他		合計					
	人	人	人		人					
水防作業の概況及び工法	箇所		工法							
水防の結果	種類	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	
	効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
水防の結果	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
	使用資機材	かます、俵				居住者の出動状況				
万年土俵										
なわ				水防関係者の死傷						
丸太										
水防活動に関する自己批判	その他				雨量水位の状況					
備考										

注) 水防活動を行った箇所ごとに作成すること。

避難計画

この計画は、災害により身体生命が危険な状況にある場合、これらの者を保護するため、安全な場所に避難又は収容するときの計画である。

1. 避難所の設置

湯川村の避難場所として次の場所を選定するものとする。

避難場所	所在地	避難区分 (地区名)	収容人員 (人)
湯川中学校	湯川村大字笈川字殿田37番地	笈川・熊ノ目・田川	1,382
笈川小学校	〃 大字笈川字館24番地	湊・浜崎	968
勝常小学校	〃 大字勝常字堂後827番地	勝常・佐野目・堂畑	1,037
湯川村体育館	〃 大字清水田字川入3番地	清水田	267
湯川村公民館	〃 大字清水田字長瀬17番地	清水田	249
ユースピアゆがわ	〃 大字清水田字川入1番地	三川	227
合計			4,130

※収容人員は1.65㎡/人で計算した

※各施設の2階以上の部分を非難可能場所とした。

2. 避難の勧告、指示及び伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、危険が急迫している場合は、危険地域の住民、その他の者に対し避難のために立ち退きを勧告する。

また、急を要すると認めるときは、避難のために立ち退きを指示する。

◎適用法規

村長	災害対策基本法第60条
警察官	災害対策基本法第61条
警察官職務執行法第4条	
知事またはその職員	地滑り等防止法第25条
	水防法第29条

3. 立ち退きの伝達

村長等が、避難の勧告もしくは指示をしたとき又はその通知を受けたときは、消防団その他関係者と協力し、警鐘・サイレン・屋外放送等最も適切な方法をもってその周知徹底に努める。

4. 避難の順序

避難のための立ち退き誘導は、病人・老幼・女性を先に行い、一般青壮年男子を後に行う。

5. 被災者の移送

被災者の生命の安全を図るため、移送を要するときは、車両等を借上げて実施する。

ただし、大規模な移送を要し、村で移送することが困難であるときは、県に避難者移送を要請するものとする。

6. 避難準備及び携帯品の規制

(1) 避難の準備

- ア. ラジオ・テレビの情報を常に見聞しておくこと。
- イ. 懐中電灯・ローソク・トランジスターラジオ等を用意しておくこと。
- ウ. 避難場所及び道順を確認しておく。
- オ. 避難の指示は、警鐘・サイレン・屋外放送等によって行われるので十分注意すること。
- カ. 食糧・衣類・貴重品等の携行品は、あらかじめまとめておくこと。

(2) 避難するときの注意

- ア. 避難の勧告・指示があったときは、まず病人・老幼・女性を早めに避難させること。
- イ. 避難命令が出たときは、火の始末・戸締りを完全にすること。
- ウ. 帽子・ヘルメット等の防具を着け、なるべく身体の露出部分が少ないようにすること。
- エ. 単独行動は、絶対に避け、責任者あるいは誘導者の指示に従うこと。
- オ. 避難の際、必要によってはロープ・ひもなどで身体をつなぐこと。

(3) 携行品

避難誘導者は、避難する者の携行品については必要最小限のもの（下記）にとどめさせ、避難秩序を乱すことのないように注意する。

- ア. 懐中電灯・ローソク・トランジスターラジオ
- イ. 食糧 2～3食分
- ウ. ロープ又は帯
- エ. 下着 1～2着
- オ. 1. 5m程度の竹または棒
- カ. 貴重品・印鑑など

7. 避難の期間

ア. 村長が必要と認める期間

イ. 災害救助法適用の場合は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

ウ. 期間中に避難所を閉鎖することが困難なときは、期間の延長を県知事に要請し、厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。

災害救助法に基づく措置

1. 避難所の開設

被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を避難させるために、一時的に收容する施設が必要な場合には、学校・公民館等を利用して避難所を開設する。

2. 收容対象者

ア. 災害により被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者

イ. 避難命令が出た場合等で、被害を受けるおそれのある者

3. リ災者に対する通知

村長は、避難所を開設したときは、リ災者に周知し、收容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

4. 県知事に対する報告

村長は、避難所を開設したときは、ただちに県知事に対し次の事項を報告しなければならない。

ア. 避難所開設の日時及び場所

イ. 箇所数及び收容人員

ウ. 開設予定期間

5. 開設期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。